

いなべ市障がい者計画
いなべ市第6期障がい福祉計画
いなべ市第2期障がい児福祉計画
(素案)

【 令和3年度～令和5年度 】

令和3年1月現在

いなべ市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1. 計画策定の背景と趣旨.....	3
2. 法令等改正の動き.....	4
3. 計画の位置づけ.....	5
4. 計画の期間.....	6
5. 計画策定の体制.....	6
第2章 障がいのある人の現状.....	7
1. 統計データからみる本市の現状.....	7
2. 各種調査からみる本市の現状.....	13
3. 計画の進捗状況.....	38
第3章 基本構想.....	44
1. 計画の基本理念.....	44
2. 計画の基本的視点.....	44
3. 計画の基本目標.....	45
4. 計画の施策体系.....	46
第4章 障がい者計画.....	47
基本目標1 障がいに対する理解と配慮の促進.....	47
(1) 障がいのある人への正しい理解と啓発の促進.....	47
(2) 相談支援体制の充実.....	48
(3) わかりやすい情報提供体制の構築.....	48
(4) 権利擁護の推進.....	49
(5) 差別の解消.....	49
(6) 障がいのある人に対する虐待の防止.....	50
基本目標2 保健・医療体制の充実.....	51
(1) 健康づくりの推進.....	51
(2) 医療体制の充実.....	52
(3) 障がいの早期発見・早期療育の推進.....	52
基本目標3 日常生活への支援の充実.....	53
(1) 福祉サービスの充実.....	53
(2) 生活支援の拡充.....	54
(3) 福祉マンパワーの活用.....	54
(4) バリアフリーの推進.....	54
(5) 防災・防犯、感染症対策等の充実.....	55
基本目標4 多様な社会参加の促進.....	57
(1) 社会参加と交流の促進.....	57
(2) 生涯学習活動の推進.....	57
(3) 就労支援、就労継続支援の充実.....	58
基本目標5 教育・保育・療育の充実.....	59
(1) 就学前児童への支援.....	59
(2) インクルーシブ教育の推進.....	61

(3) 途切れのない支援体制の整備.....	62
第5章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画.....	63
1. 国の指針に基づく令和5年度の成果目標.....	63
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	63
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	64
(3) 地域生活支援拠点等の整備.....	65
(4) 福祉施設から一般就労への移行.....	66
(5) 障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築.....	68
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	69
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	70
2. 障がい福祉サービス等の見込み量.....	71
(1) 訪問系サービス.....	71
(2) 日中活動系サービス.....	72
(3) 居住系サービス.....	76
(4) 相談支援.....	77
3. 地域生活支援事業（必須事業）等の目標設定及び見込み量.....	78
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	78
(2) 相談支援事業.....	78
(3) 成年後見制度利用支援事業等.....	79
(4) 意思疎通支援事業.....	80
(5) 手話奉仕員養成研修事業.....	80
(6) 日常生活用具給付等事業.....	81
(7) 移動支援事業.....	82
(8) 地域活動支援センター事業.....	82
4. 地域生活支援事業（任意事業）等の見込み量.....	83
(1) 地域生活支援事業（任意事業）等.....	83
5. 障がい児支援事業の見込み量.....	85
(1) 障がい児支援サービス.....	85
(2) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置.....	86
6. その他の活動指標.....	87
(1) 発達障がい者等に対する支援.....	87
第6章 計画の推進体制.....	88
1. 市民、団体等との連携による計画の推進.....	88
2. 障がい福祉及び障がい児支援事業の円滑な提供のための推進体制.....	88
3. 計画の進捗管理.....	89

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

いなべ市（以下、「本市」という）では、平成19年3月に「障害者基本法」に基づく「いなべ市障がい者基本計画」と「障害者自立支援法」に基づく「いなべ市障がい福祉計画」を策定し、各種障がい福祉施策の推進に取り組んできました。

近年では、平成30年3月に「いなべ市障がい者計画 いなべ市第5期障がい福祉計画 いなべ市第1期障がい児福祉計画」を策定し、「生きがいと支え合いで 笑顔あふれるまち いなべ」を基本理念に掲げ、「思いやりのあるまちづくり」「安心して生活できるまちづくり」「生きがいのある生活を送るための支援」「障がいのある子どもへの支援」に基本的視点を定め、各種取組を行ってきました。

この間の国際的な動向に目を向けると、国連において平成18年に「障害者権利条約」が、平成27年に「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、差別解消・インクルーシブ教育・障がい者の雇用について掲げられています。

国では、平成18年に国際連合総会で採択された「障がい者の権利に関する条約」（障害者権利条約）に批准するため、障がいのある人の権利を守るための様々な法整備を進めてきました。平成25年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という）が施行され、障がい者施策において、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することが重要との旨が明記されました。平成28年には「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が可決され、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援と、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われています。また、児童福祉法に「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことを背景に、都道府県、市町村において、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、平成30年度から新たに「障害児福祉計画」を策定することとなりました。

さらに、福祉分野全体では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて社会福祉制度の改革が進められています。障がい福祉分野でも、地域での就労の場づくりや、障がいのある人と高齢者が分け隔てなく利用できる「共生型サービス」の創設等、地域共生社会の実現に向けての取組みが進められています。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人が地域の中で人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、生き生きと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現をめざし、「いなべ市障がい者計画 いなべ市第6期障がい福祉計画 いなべ市第2期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 法令等改正の動き

障がいのある人に関する法律や制度は近年大きく変化しているため、本計画においては、下記のような障がい者福祉分野の関連法整備の動向を踏まえたものとします。

■障がい者関連法整備の主な動き

年	国の主な法律・制度等	概要
2006 (H18)	障害者権利条約の国連総会採択	障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
	障害者自立支援法の施行	福祉サービス体系の再編
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用対策の強化、助成の拡大等
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	総合的なバリアフリー化推進等の規定
2007 (H19)	障害者基本法の一部改正（平成16年6月）に伴う第九の一の二の施行	市町村障がい者計画策定の義務化
	障害者権利条約への署名	障害者権利条約の締結に向けた法整備等の開始
2009 (H21)	障害者雇用促進法の一部改正	障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
	「障がい者制度改革推進本部」の設置	障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備のための集中的な改革
2010 (H22)	障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等
2011 (H23)	障害者基本法の一部改正	目的規定や障がい者の定義等を見直し等
2012 (H24)	障害者虐待防止法の施行	障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務を規定
2013 (H25)	障害者総合支援法の施行	障害者自立支援法を改称し、「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念、障がい者の範囲の拡大、障害支援区分の創設等
	障害者優先調達推進法の施行	公機関の物品やサービスの調達を、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することを推進
2014 (H26)	障害者権利条約批准	「障害者権利条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託。平成26年2月19日より国内において効力を生じる
2015 (H27)	難病医療法の施行	原因が分からず、効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大
2016 (H28)	障害者差別解消法の施行	障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の成立	障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
2018 (H30)	障害者文化芸術推進法の施行	障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進、計画策定が努力義務化（地方公共団体）

年	国の主な法律・制度等	概要
2019 (R1)	障害者雇用促進法の一部改正	障がい者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体）、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給等
	読書バリアフリー法の施行	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進等

3. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体的に策定するものであり、各計画は以下の法律に基づいています。

■障がい者計画

本市の障がい者施策全般にかかる基本的な考え方や方針を明らかにし、具体的な取り組みを示すものです。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号） 第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障がい福祉計画・障がい児福祉計画

本市における障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を確保するための計画です。今後必要とされる障がい福祉サービスや地域支援拠点等の種別の量の見込みを計画的に整備することを目的としています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項

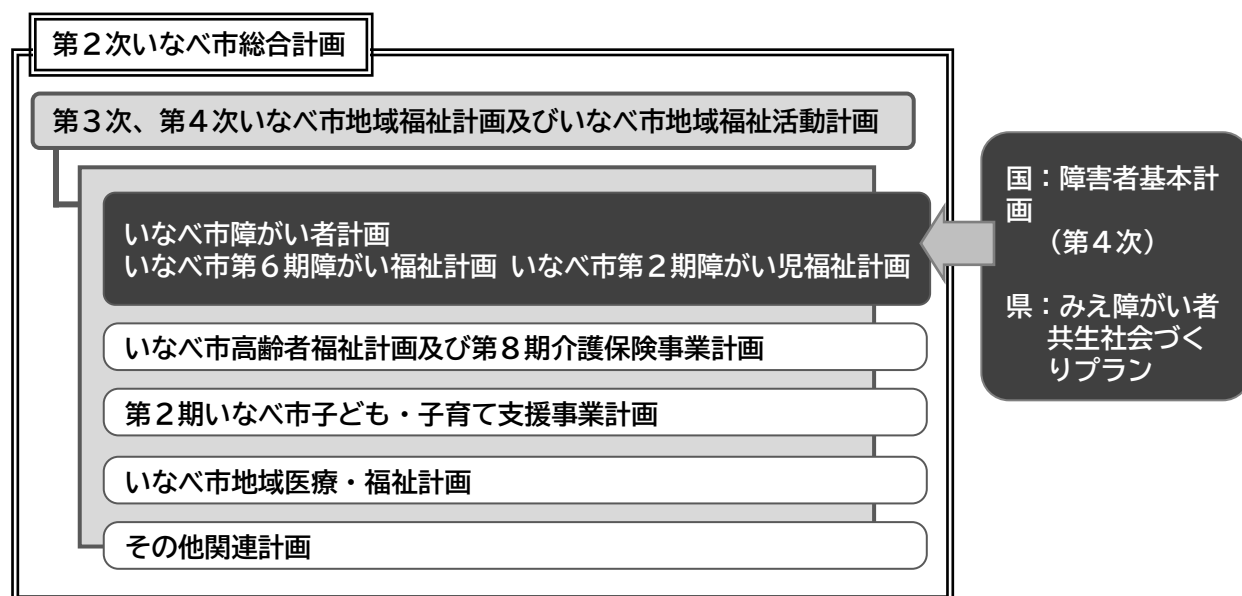
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 本市における位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」、三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、また、「第2次いなべ市総合計画」「第3次いなべ市地域福祉計画及びいなべ市地域福祉活動計画」「第2期いなべ市子ども・子育て支援事業計画」「いなべ市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」等との整合・連携を図りながら策定します。



4. 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、障がいのある人を取り巻く環境や社会情勢の変化に応じて、計画期間中であっても適宜見直しを行います。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
いなべ市障がい者計画 いなべ市第5期障がい福祉計画 いなべ市第1期障がい児福祉計画			いなべ市障がい者計画 いなべ市第6期障がい福祉計画 いなべ市第2期障がい児福祉計画			次期計画		

5. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、障がいのある人の現状や今後の意向等を把握するため、本市在住の障がいのある人を対象としたアンケート調査や市民アンケート調査、関連団体・関連事業所のアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

また、「いなべ市障害者自立支援協議会」の意見を反映するとともに、パブリックコメントを実施して、各種意見を反映したうえで策定しています。

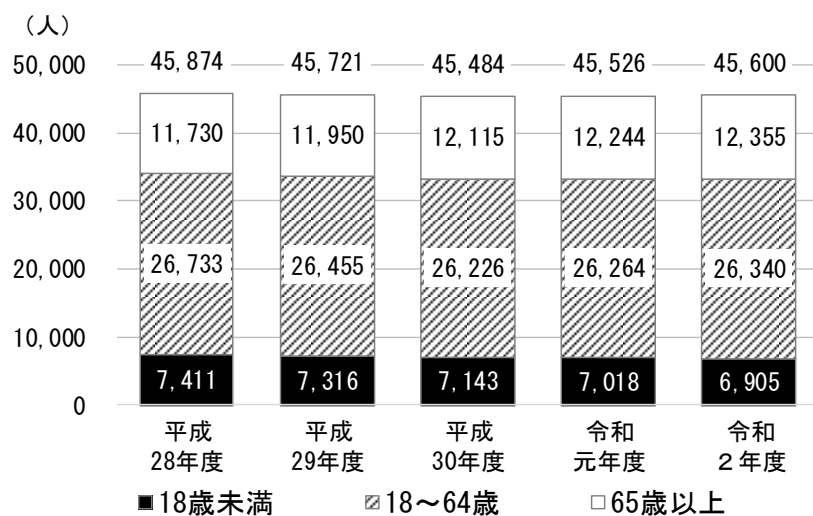
第2章 障がいのある人の現状

1. 統計データからみる本市の現状

(1) 人口推移

本市の人口の推移は横ばいで、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて減少傾向となつていますが、その後微増となり令和 2 年度では 45,600 人となっています。

年齢別にみると、「18 歳未満」は減少傾向、「18～64 歳」は横ばい、「65 歳以上」は増加傾向にあります。

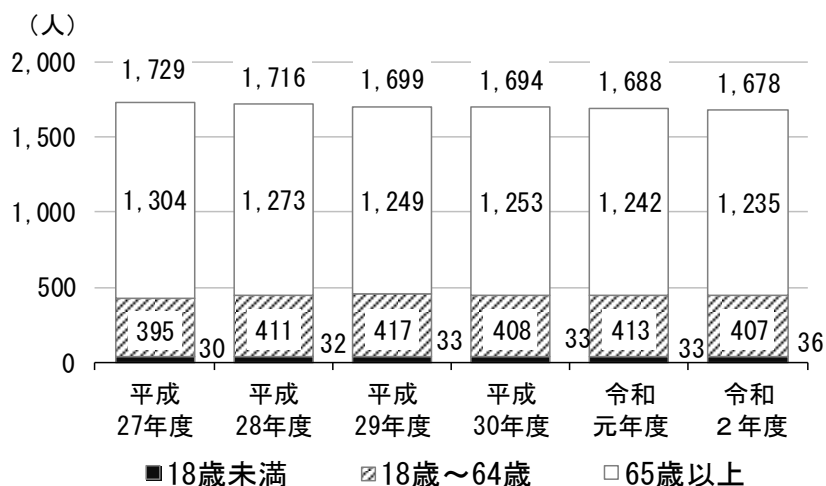


資料：住民基本台帳（各年 4 月）

(2) 身体障がいのある人の現状

身体障害者手帳所持者数は減少の傾向が続いています。

年齢別にみると、「18 歳未満」は緩やかな増加、「18～64 歳」は横ばい、「65 歳以上」は減少の傾向となっています。

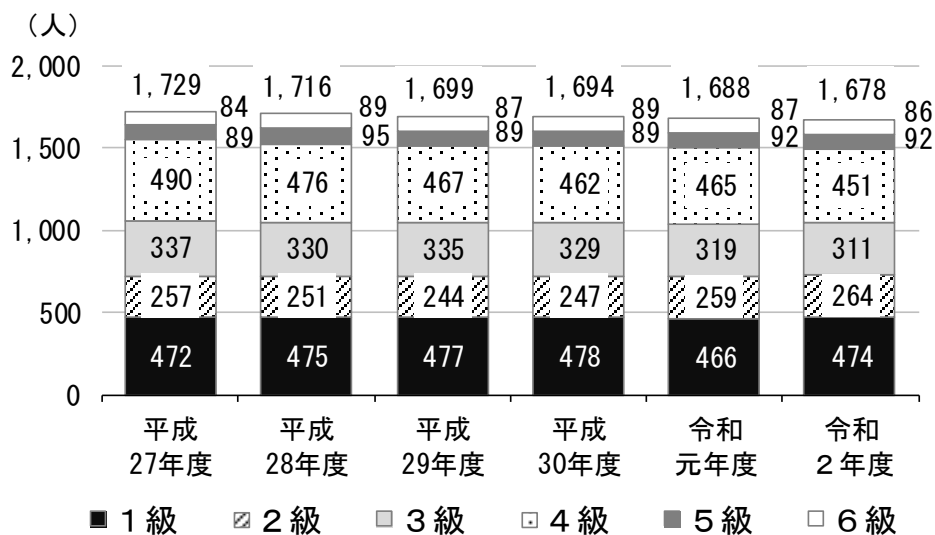


資料：福祉部社会福祉課（各年 4 月）

等級別にみると、いずれの等級においても横ばいで推移しており、「１級」「４級」が４００人台後半と多くなっています。

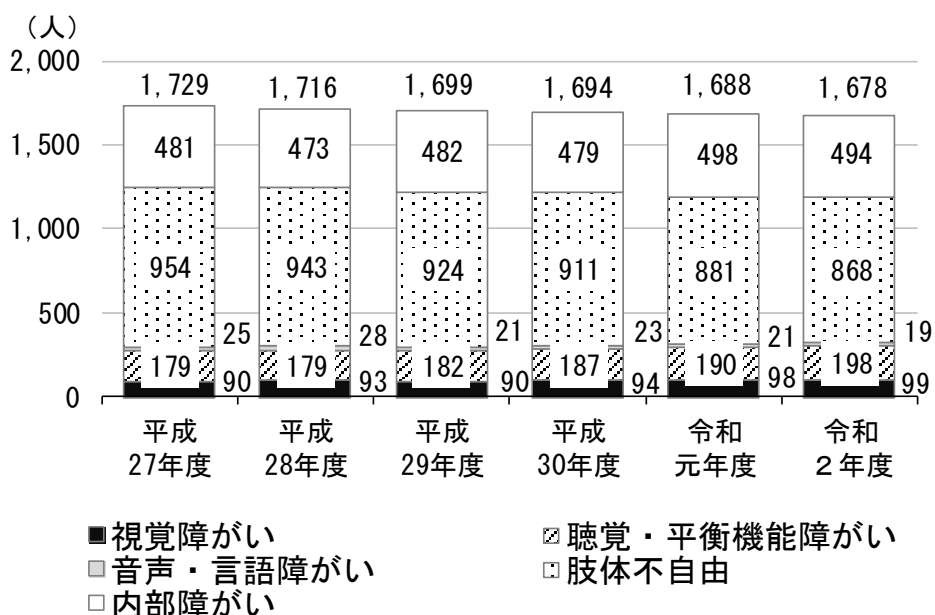
障がいの種類別にみると、「聴覚・平衡機能障がい」は微増傾向、「肢体不自由」は減少傾向となっています。

■等級別の身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉部社会福祉課（各年４月）

■障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



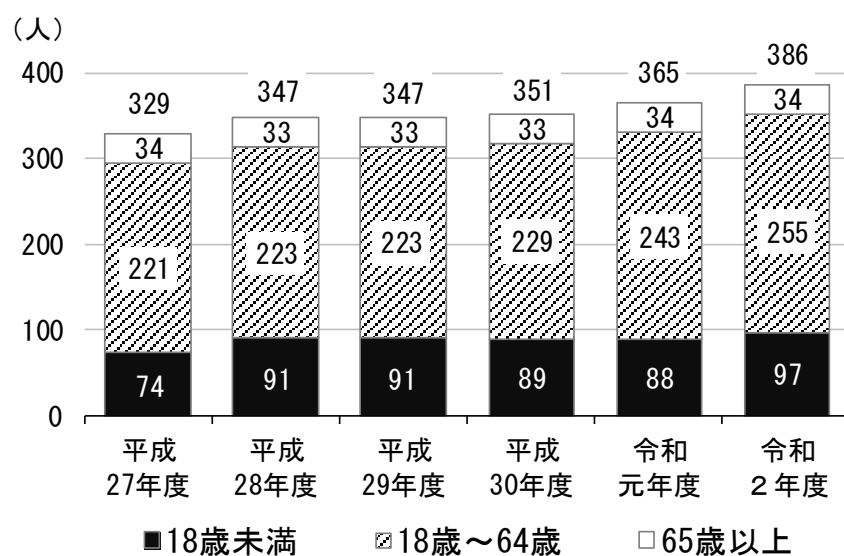
資料：福祉部社会福祉課（各年４月）

(3) 知的障がいのある人の現状

療育手帳所持者数は、平成 27 年度から令和 2 年度にかけて 57 人増加し、386 人となっています。特に「18 歳未満」「18～64 歳」で増加傾向にあり、「18 歳未満」では平成 27 年度から令和 2 年度にかけて 23 人増加し 97 人となっており、「18～64 歳」では 34 人増加し 255 人となっています。

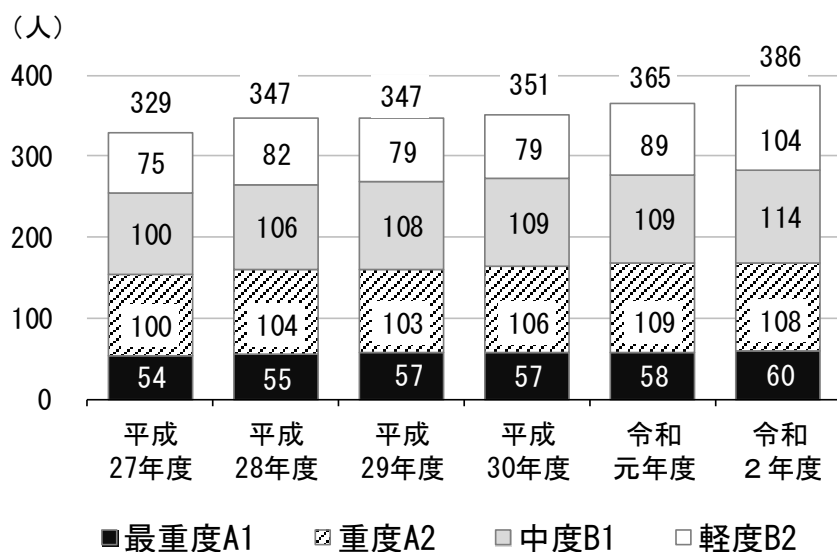
等級別にみると、いずれも増加傾向にあり、特に「軽度 B2」で平成 27 年度から令和 2 年度にかけて 34 人増加し、255 人となっています。

■年齢別の療育手帳所持者数の推移



資料：福祉部社会福祉課（各年 4 月）

■等級別の療育手帳所持者数の推移



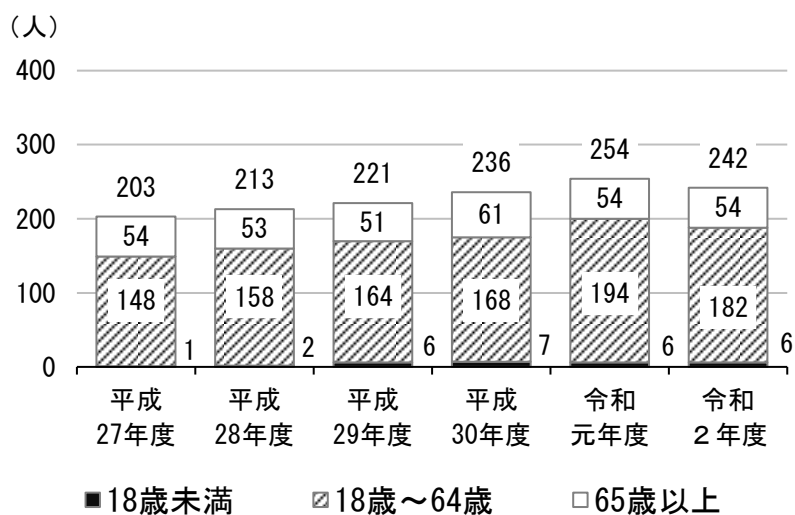
資料：福祉部社会福祉課（各年 4 月）

(4) 精神障がいのある人の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成 27 年度から令和 2 年度にかけて 39 人増加し、242 人となっています。

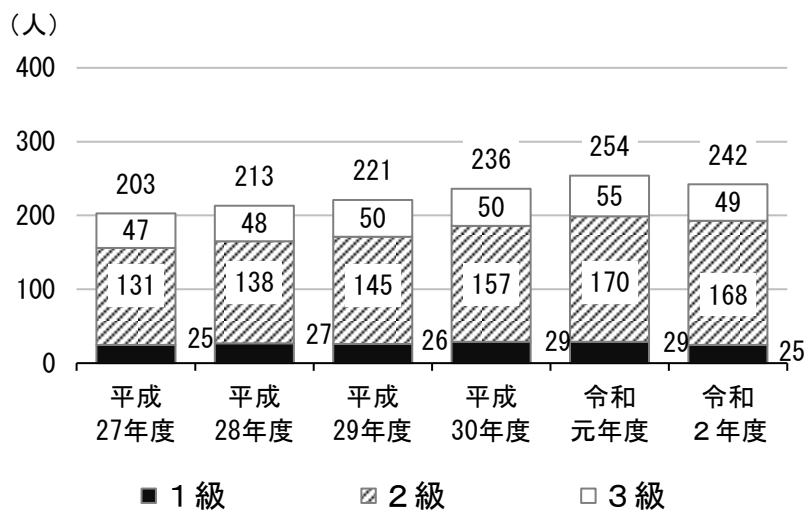
等級別にみると、「1 級」「3 級」は横ばい、「2 級」で平成 27 年度から令和 2 年度にかけて 37 人増加し、168 人となっています。

■年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉部社会福祉課（各年 4 月）

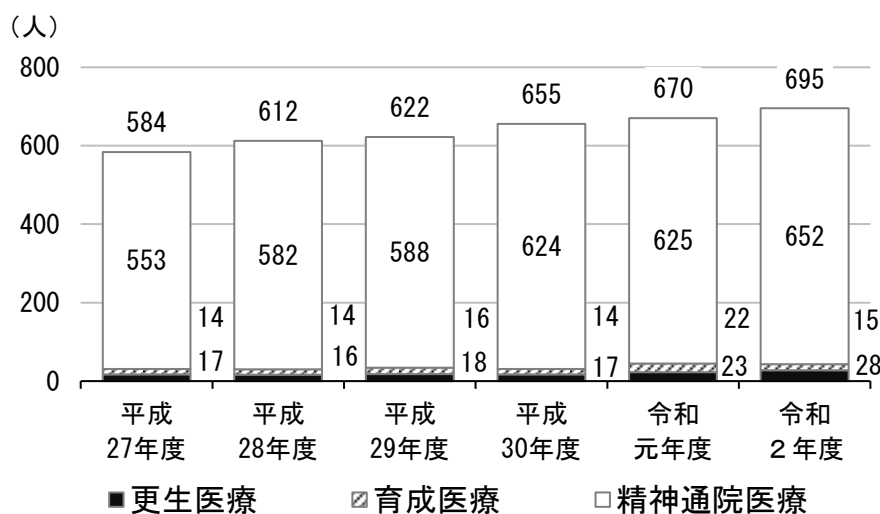
■等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉部社会福祉課（各年 4 月）

(5) 自立支援医療受給者の現状

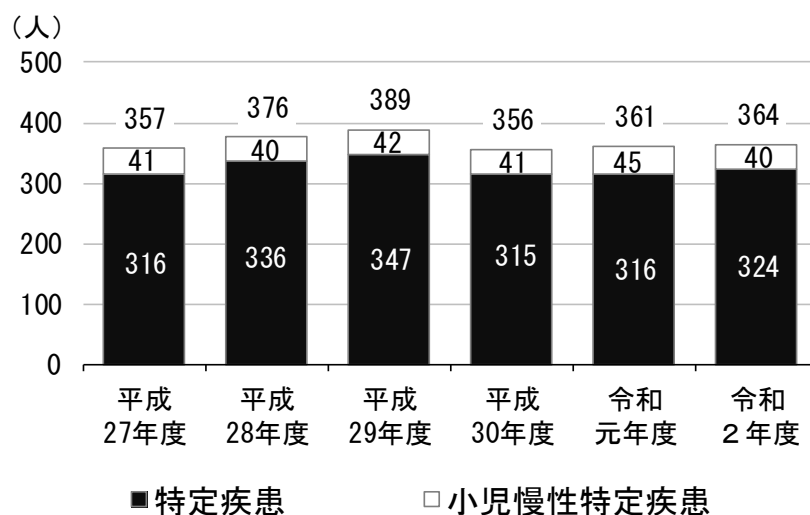
自立支援医療受給者は増加傾向にあり、平成 27 年度から令和 2 年度にかけて 111 人増加し、695 人になっています。



資料：福祉部社会福祉課（各年 4 月）

(6) 難病患者の現状

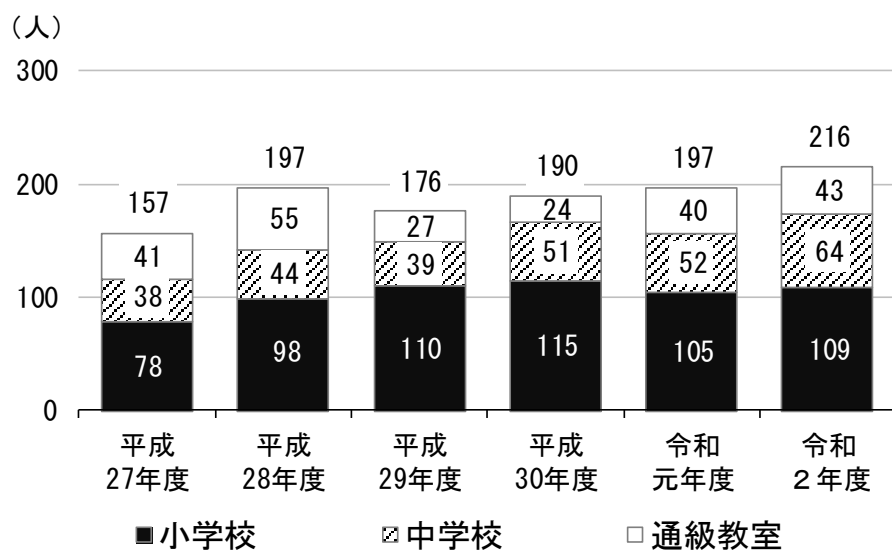
難病患者はいずれも横ばいとなっており、令和 2 年度では「特定疾患」で 324 人、「小児慢性特定疾患」40 人となっています。



資料：福祉部社会福祉課（各年 4 月）

(7) 特別支援学級等の現状

特別支援学級等の在籍者数は「小学校」、「通級教室」は横ばい、「中学校」は増加傾向にあり、令和2年度では「小学校」で109人、「中学校」で64人、「通級教室」で43人となっています。



資料：福祉部社会福祉課

2. 各種調査からみる本市の現状

アンケート調査

●アンケート調査対象と期間

<令和2年2月10日～令和2年2月25日>

- ・令和2年2月現在、いなべ市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・令和2年2月現在、いなべ市在住の方

<令和2年12月9日～令和2年12月25日>

- ・市内の事業所（障がい者雇用について）

●調査方法

- ・調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族など）
- ・郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

●回収結果

調査票	調査件数 (配布数)	有効回答数	有効回答率
障害者手帳所持者調査	1,000 件	435 件	43.5%
市内在住者調査	1,000 件	408 件	40.8%
市内事業所調査	100 件	55 件	55.0%

●調査結果について

- ・回答結果は、小数第2位を四捨五入した有効サンプル数に対して、それぞれの回答の割合を示しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・グラフ及び表の「N」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- ・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・設問及び本文中の選択肢の引用について、長い文は簡略化している場合があります。
- ・グラフや表中の表記について、不鮮明になる場合は簡略化している場合があります。
- ・「不明・無回答」が20.0%を超える場合、「不明・無回答」を除いて表記しています。

関係団体、障がい福祉サービス提供事業所調査

●調査期間

- ・令和2年8月6日～令和2年8月20日

●調査方法

- ・調査シートによる記入方式、郵送配布・郵送またはFAX、メール回収

(1) 障害者手帳所持者アンケート調査の結果

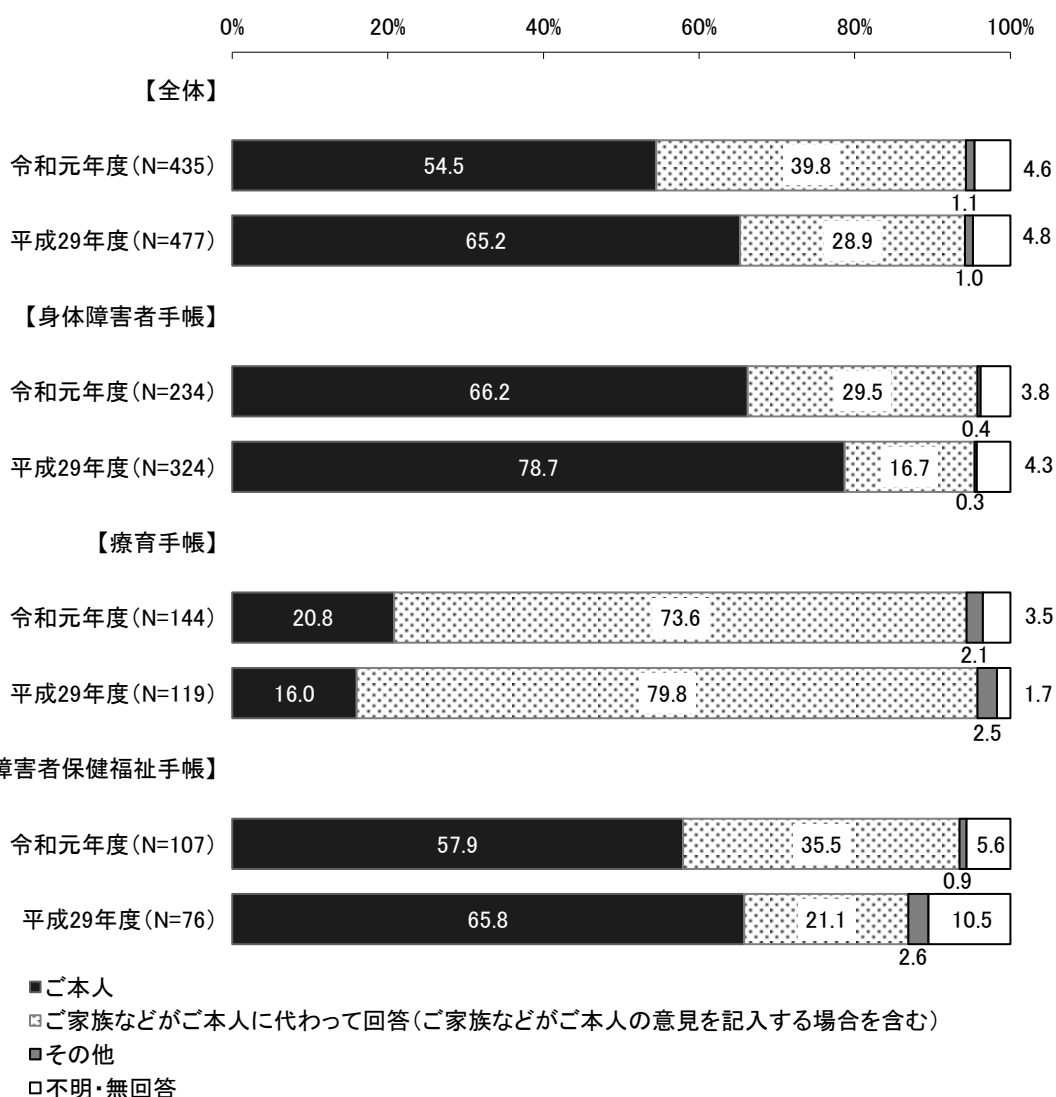
①回答者について

回答者についてみると、全体では「ご本人」が 54.5%、次いで「ご家族などがご本人に代わって回答(ご家族などがご本人の意見を記入する場合を含む)」が 39.8%となっています。また、平成 29 年度と比べると、「ご本人」が 10.7 ポイント低く、「ご家族などがご本人に代わって回答(ご家族などがご本人の意見を記入する場合を含む)」が 10.9 ポイント高くなっています。

身体障害者手帳所持者では「ご本人」が 66.2%と最も高く、次いで「ご家族などがご本人に代わって回答(ご家族などがご本人の意見を記入する場合を含む)」が 29.5%となっています。また、平成 29 年度と比べると、「ご本人」が 12.5 ポイント低く、「ご家族などがご本人に代わって回答(ご家族などがご本人の意見を記入する場合を含む)」が 12.8 ポイント高くなっています。

療育手帳所持者では「ご家族などがご本人に代わって回答(ご家族などがご本人の意見を記入する場合を含む)」が 73.6%と最も高く、次いで「ご本人」が 20.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「ご本人が」が 57.9%と最も高く、次いで「ご家族などがご本人に代わって回答(ご家族などがご本人の意見を記入する場合を含む)」が 35.5%となっています。また、平成 29 年度と比べると、「ご家族などがご本人に代わって回答(ご家族などがご本人の意見を記入する場合を含む)」が 14.4 ポイント高くなっています。



②福祉サービスの利用状況（単数回答）【※不明・無回答は除く】

サービスの利用状況をみると、全体では『相談支援』で「利用している」が30.9%と最も高く、次いで『日中一時支援』で14.8%となっています。

身体障害者手帳所持者では『日常生活用具・補装具の給付』で「利用している」が23.0%、『相談支援』で21.6%となっています。

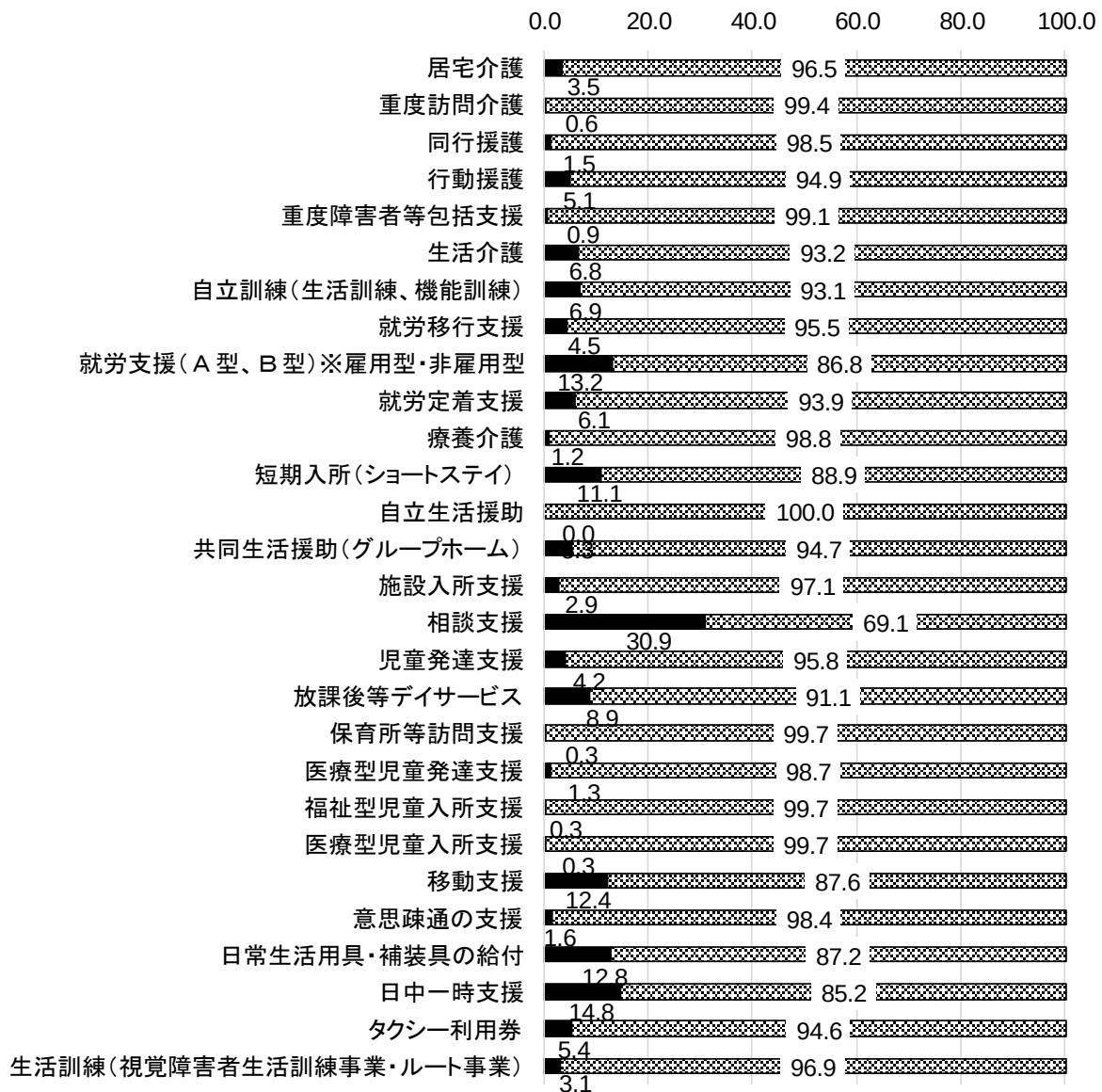
療育手帳所持者では『相談支援』で「利用している」が60.3%、『日中一時支援』で38.0%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では『相談支援』で「利用している」が33.8%、『就労支援（A型、B型）※雇用型・非雇用型』で23.4%となっています。

※障害者手帳別グラフは省略

全体

(%)



※不明・無回答除く

■利用している

▨利用していない

③福祉サービスの利用意向（単数回答）【※不明・無回答は除く】

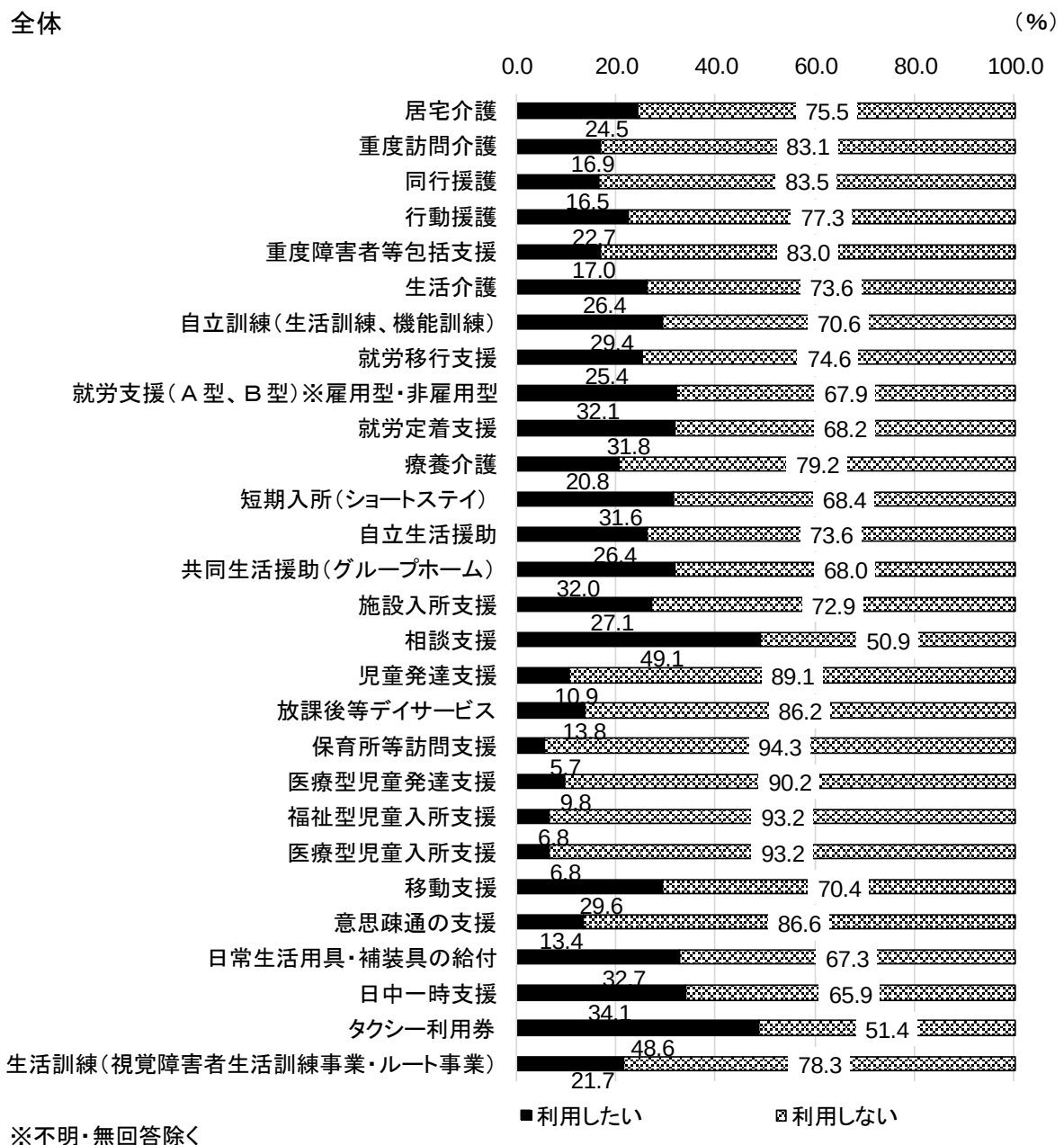
サービスの利用意向についてみると、全体では『相談支援』で「利用したい」が49.1%と最も高く、次いで『タクシー利用券』で48.6%となっています。

身体障害者手帳所持者では『タクシー利用券』で「利用したい」が51.6%と最も高く、次いで『日常生活用具・補装具の給付』で46.7%となっています。

療育手帳所持者では『相談支援』で「利用したい」が71.9%と最も高く、次いで『日中一時支援』で59.3%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では『相談支援』で「利用したい」が50.0%と最も高く、次いで『タクシー利用券』で46.6%となっています。

※障害者手帳別グラフは省略



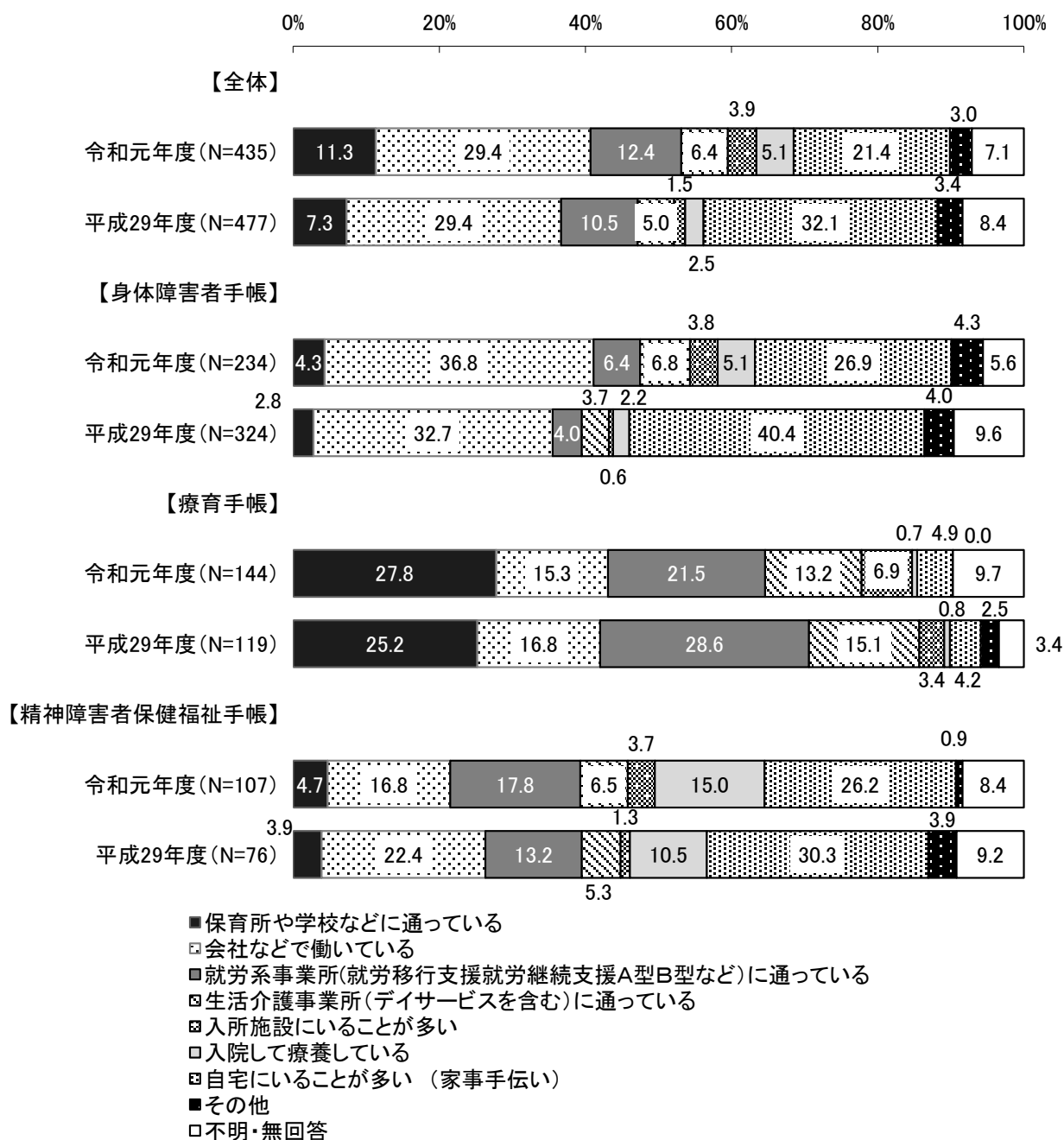
④日中の主な生活について（単数回答）

日中の主な生活についてみると、全体では「会社などで働いている」が29.4%と最も高く、次いで「自宅にすることが多い（家事手伝い）」が21.4%となっています。また、平成29年度と比べると、「自宅にすることが多い（家事手伝い）」が10.7ポイント低くなっています。

身体障害者手帳所持者では「会社などで働いている」が36.8%と最も高く、次いで「自宅にすることが多い（家事手伝い）」が26.9%となっています。また、平成29年度と比べると、「自宅にすることが多い（家事手伝い）」が13.5ポイント低くなっています。

療育手帳所持者では「保育所や学校などに通っている」が27.8%と最も高く、次いで「就労系事業所（就労移行支援就労継続支援A型B型など）に通っている」が21.5%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「自宅にすることが多い（家事手伝い）」が26.2%と最も高く、次いで「就労系事業所（就労移行支援就労継続支援A型B型など）に通っている」が17.8%となっています。

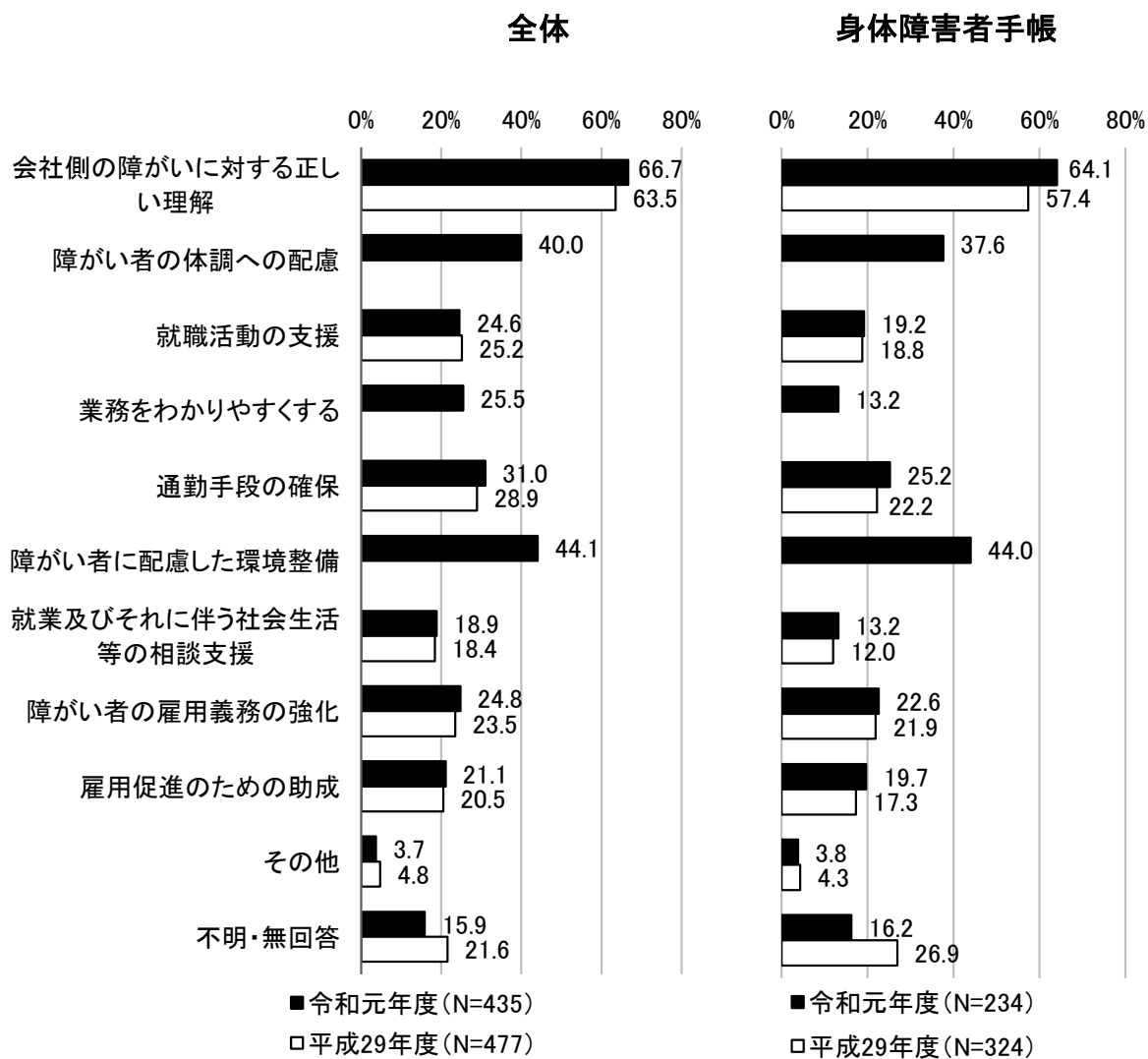


※平成29年度：「就労系事業所に通っている」「生活介護事業所に通っている」「自宅にすることが多い」はアンケート項目として無し

⑤障がい者施設や作業所等以外で働くために必要な条件（複数回答）

障がい者施設や作業所など以外で働くために必要な条件についてみると、全体では「会社側の障がいに対する正しい理解」が66.7%と最も高く、次いで「障がい者に配慮した環境整備」が44.1%となっています。

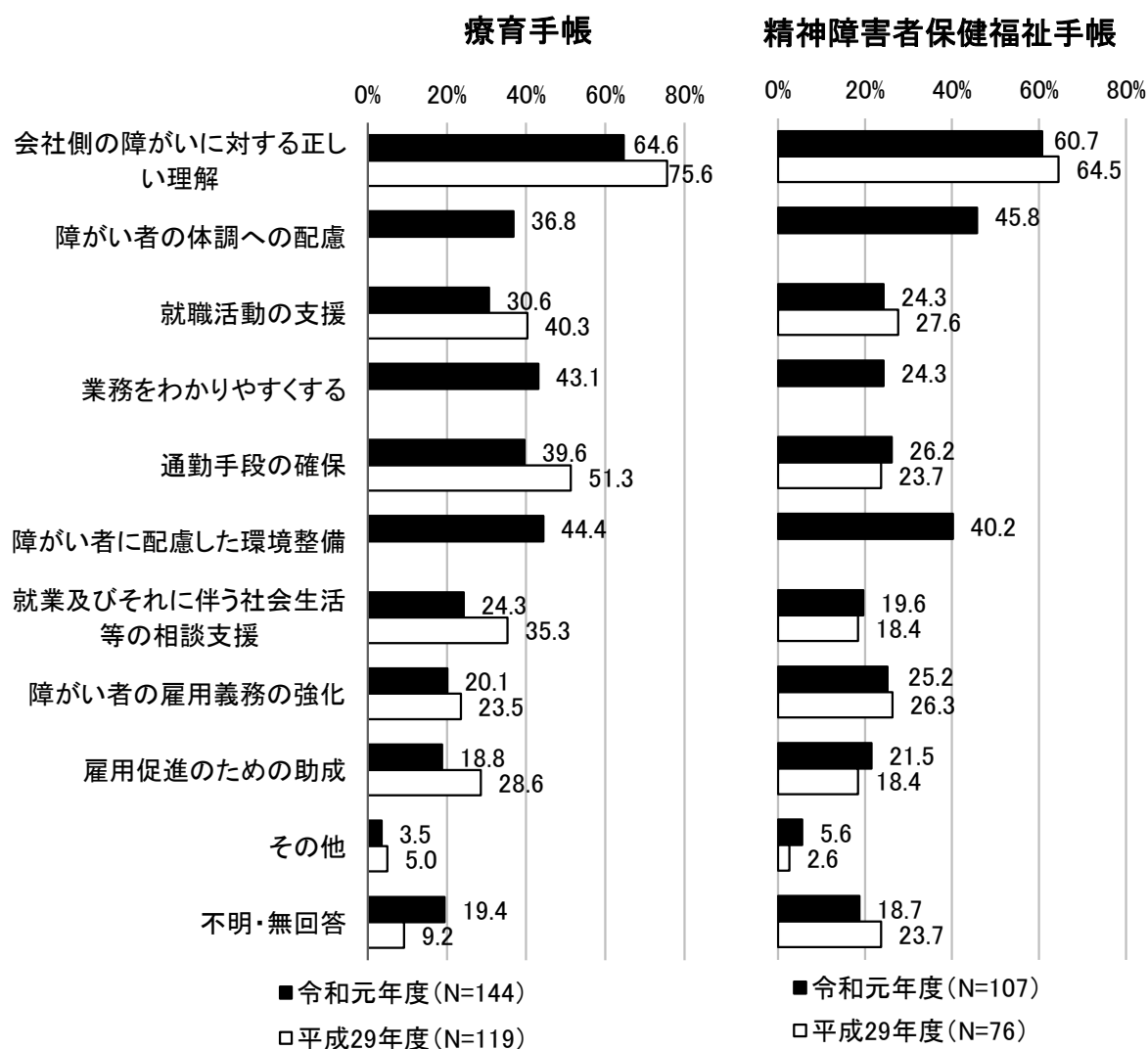
身体障害者手帳所持者では「会社側の障がいに対する正しい理解」が64.1%と最も高く、次いで「障がい者に配慮した環境整備」が44.0%となっています。



※平成29年度:「障がい者の体調への配慮」「業務をわかりやすくする」「障がい者に配慮した環境整備」はアンケート項目として無し

療育手帳所持者では「会社側の障がいに対する正しい理解」が64.6%と最も高く、次いで「障がい者に配慮した環境整備」が44.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「会社側の障がいに対する正しい理解」が60.7%と最も高く、次いで「障がい者の体調への配慮」が45.8%となっています。



※平成29年度:「障がい者の体調への配慮」「業務をわかりやすくする」「障がい者に配慮した環境整備」はアンケート項目として無し

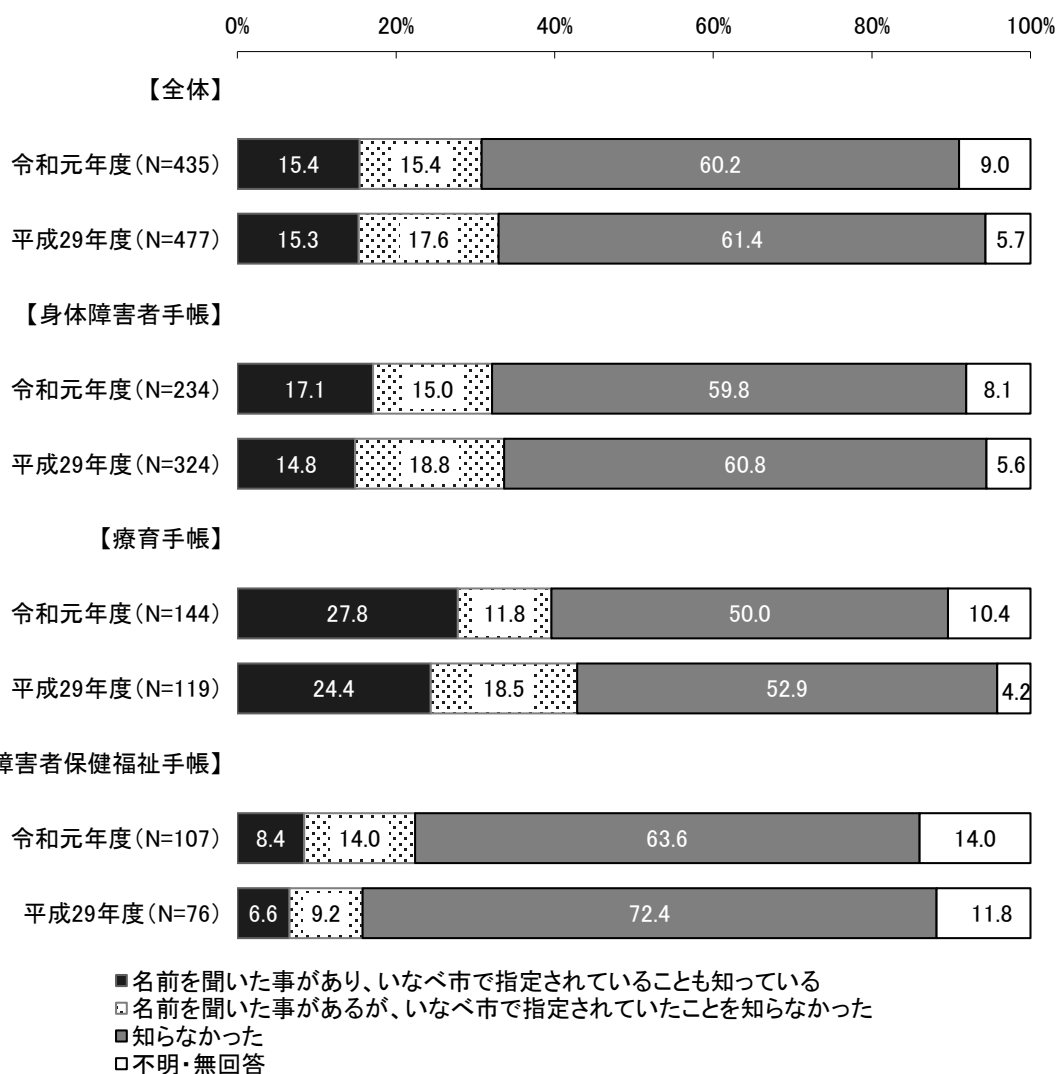
⑥福祉避難所の認知度（単数回答）

福祉避難所の認知度についてみると、全体では「知らなかった」が60.2%と最も高く、「名前を聞いた事があり、いなべ市で指定されていることも知っている」「名前を聞いた事があるが、いなべ市で指定されていたことを知らなかった」がともに15.4%となっています。

身体障害者手帳所持者では「知らなかった」が59.8%と最も高く、「名前を聞いた事があり、いなべ市で指定されていることも知っている」が17.1%、「名前を聞いた事があるが、いなべ市で指定されていたことを知らなかった」が15.0%となっています。

療育手帳所持者では「知らなかった」が50.0%と最も高く、「名前を聞いた事があり、いなべ市で指定されていることも知っている」が27.8%、「名前を聞いた事があるが、いなべ市で指定されていたことを知らなかった」が11.8%となっています。

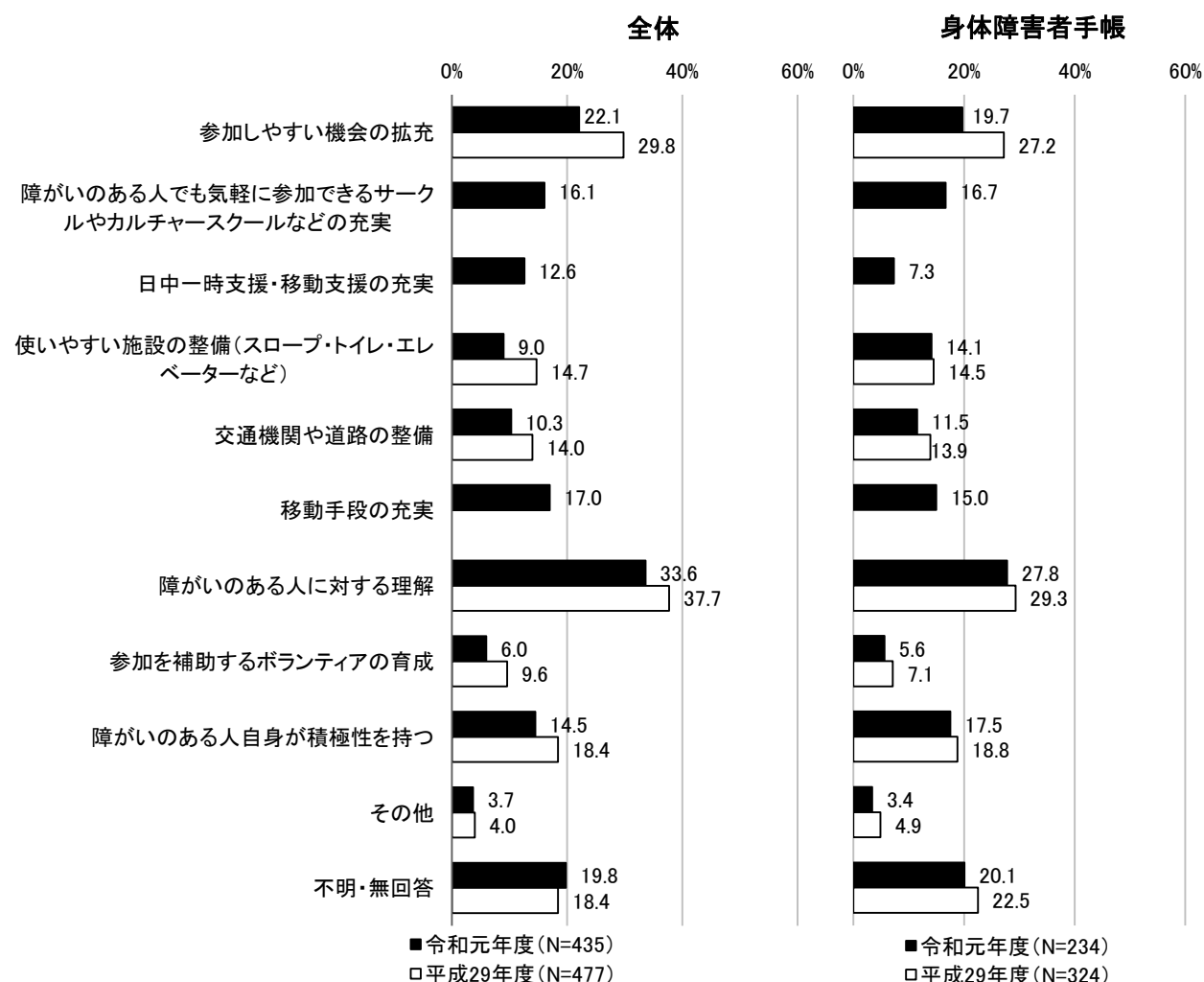
精神障害者保健福祉手帳所持者では「知らなかった」が63.6%と最も高く、「名前を聞いた事があるが、いなべ市で指定されていたことを知らなかった」が14.0%、「名前を聞いた事があり、いなべ市で指定されていることも知っている」が8.4%となっています。



⑦地域や社会に積極的に参加するために大切なこと（複数回答）

地域や社会に積極的に参加するために大切なことについてみると、全体では「障がいのある人に対する理解」が33.6%と最も高く、次いで「参加しやすい機会の拡充」が22.1%となっています。

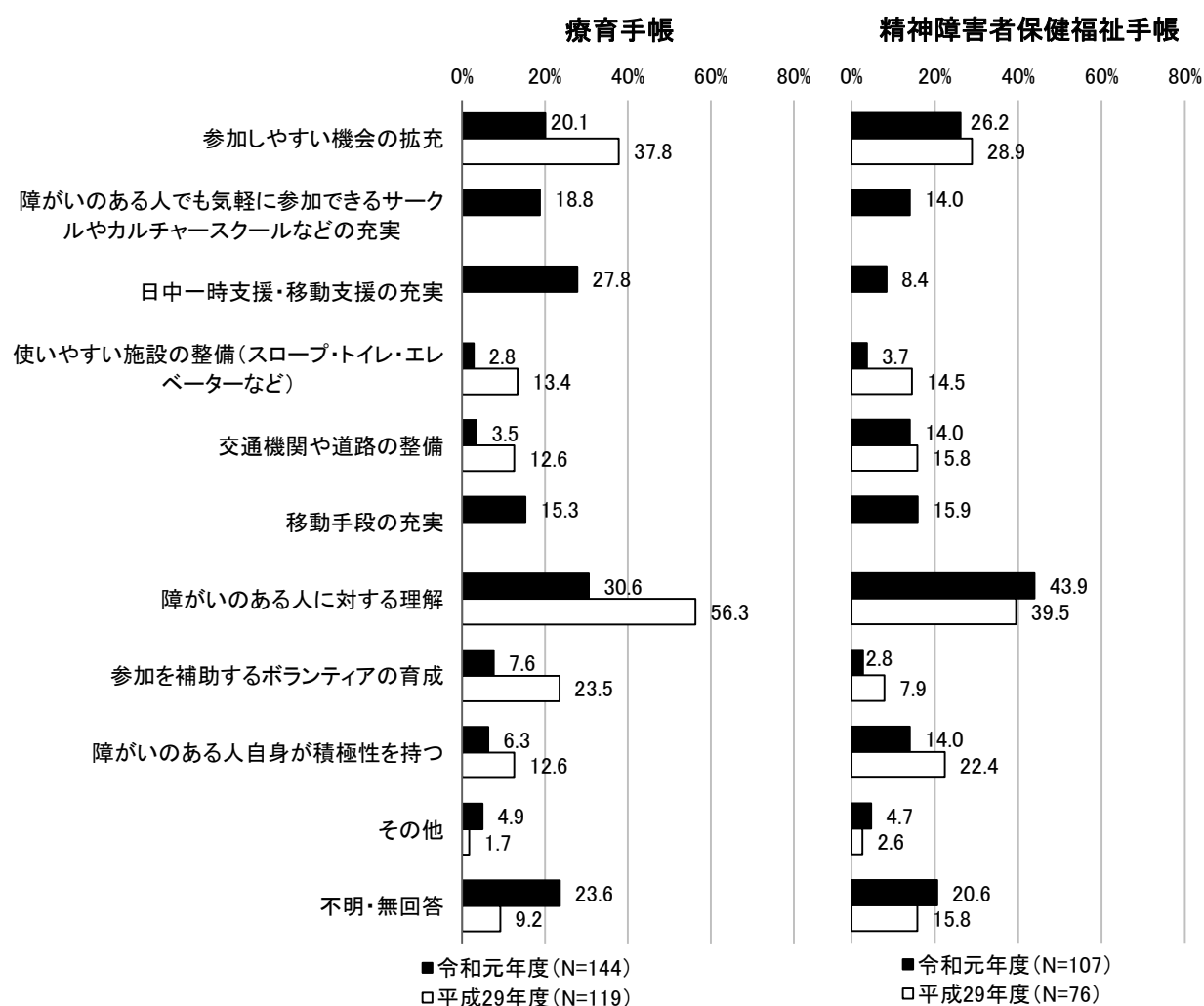
身体障害者手帳所持者では「障がいのある人に対する理解」が27.8%と最も高く、次いで「参加しやすい機会の拡充」が19.7%となっています。



※平成29年度：「障がいのある人でも気軽に参加できるサークルやカルチャースクールなどの充実」「日中一時支援・移動支援の充実」「移動手段の充実」はアンケート項目としてなし
令和元年度「使いやすい施設の整備（スロープ・トイレ・エレベーターなど）」→平成29年度「使いやすい施設の整備」

療育手帳所持者では「障がいのある人に対する理解」が30.6%と最も高く、次いで「日中一時支援・移動支援の充実」が27.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がいのある人に対する理解」が43.9%と最も高く、次いで「参加しやすい機会の拡充」が26.2%となっています。

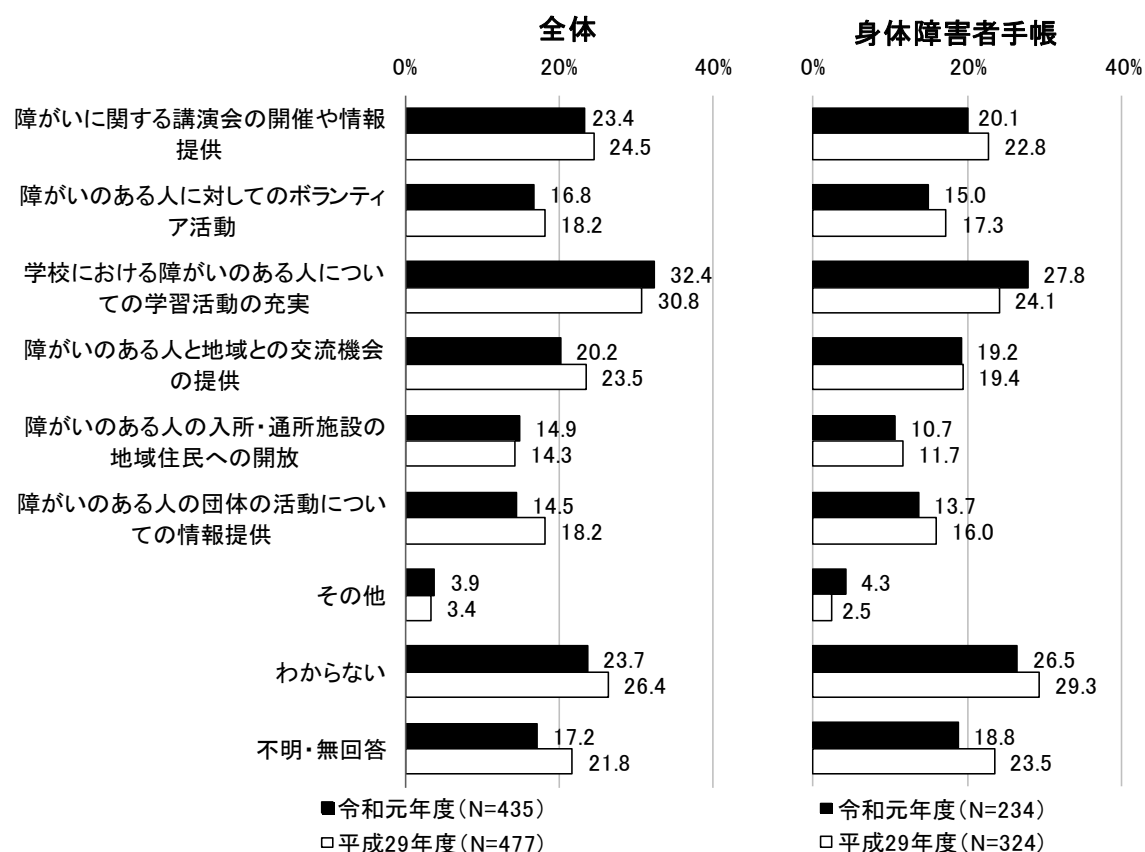


※平成29年度:「障がいのある人でも気軽に参加できるサークルやカルチャースクールなどの充実」「日中一時支援・移動支援の充実」「移動手段の充実」はアンケート項目としてなし
令和元年度「使いやすい施設の整備(スロープ・トイレ・エレベーターなど)」→平成29年度「使いやすい施設の整備」

⑧障がいのある人への理解を深めるために必要だと思うこと（複数回答）

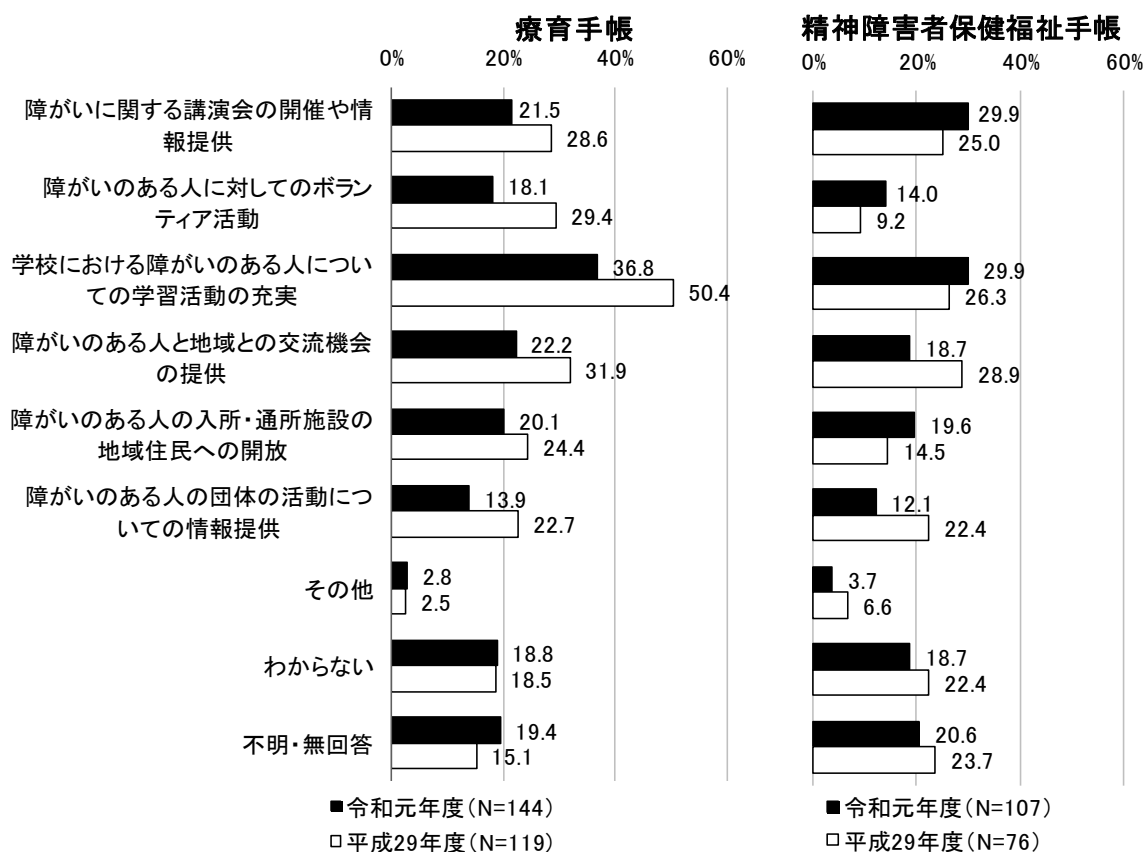
障がいのある人への理解を深めるために必要だと思うことについてみると、全体では「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が32.4%と最も高く、次いで「わからない」が23.7%となっています。

身体障害者手帳所持者では「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が27.8%と最も高く、次いで「わからない」が26.5%となっています。



療育手帳所持者では「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が36.8%と最も高く、次いで「障がいのある人と地域との交流機会の提供」が22.2%となっています。また、平成29年度と比べると、「障がいのある人に対してのボランティア活動」が11.3ポイント、「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が13.6ポイント低くなっています。

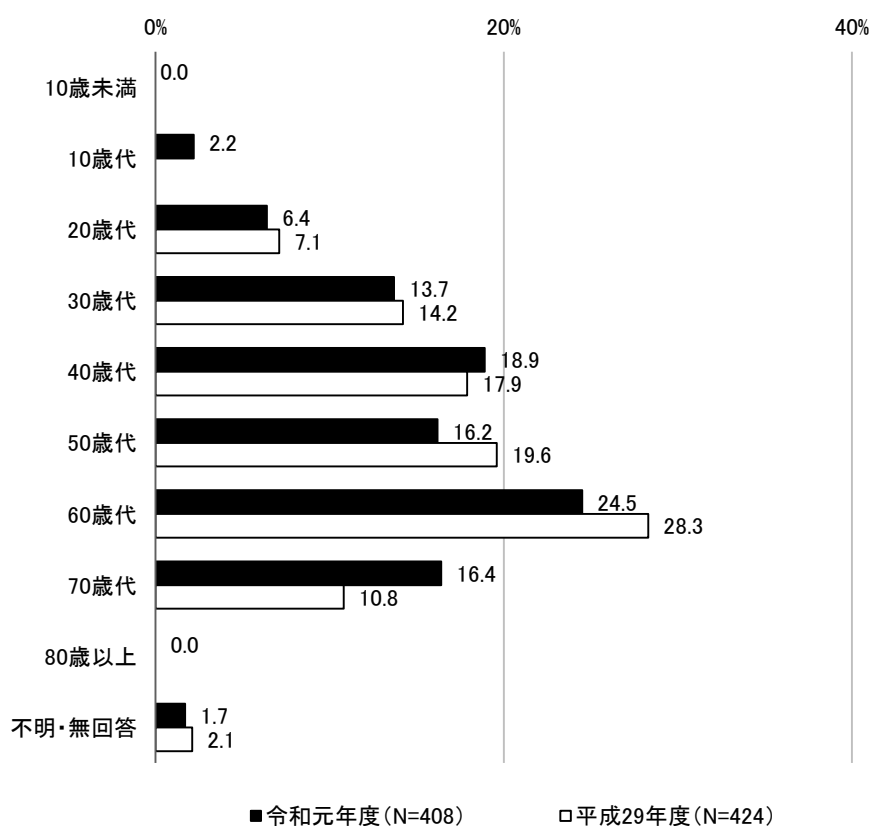
精神障害者保健福祉手帳所持者では「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」がともに29.9%と最も高く、次いで「障がいのある人の入所・通所施設の地域住民への開放」が19.6%となっています。また、平成29年度と比べると、「障がいのある人と地域との交流機会の提供」が10.2ポイント、「障がいのある人の団体の活動についての情報提供」が10.3ポイント低くなっています。



(2) 市内在住者アンケート調査の結果

①回答者の年齢

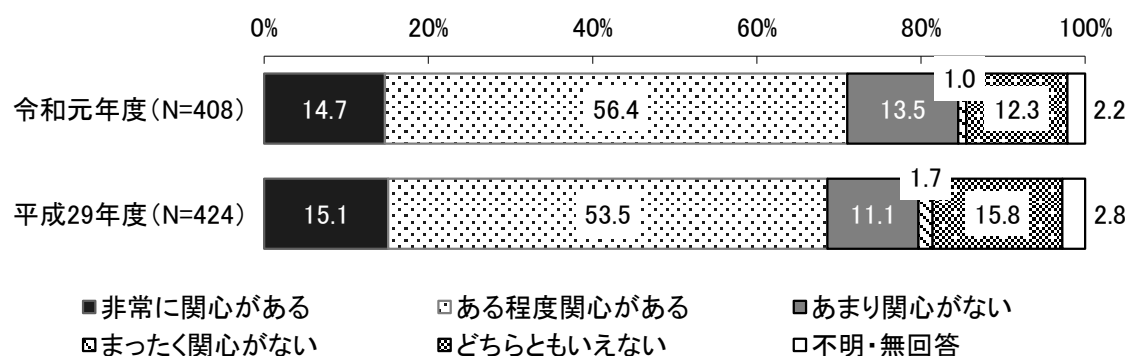
年齢についてみると、「60歳代」が24.5%と最も高く、次いで「40歳代」が18.9%となっています。



※平成29年度:「10歳未満」「10歳代」「80歳以上」はアンケート項目としてなし

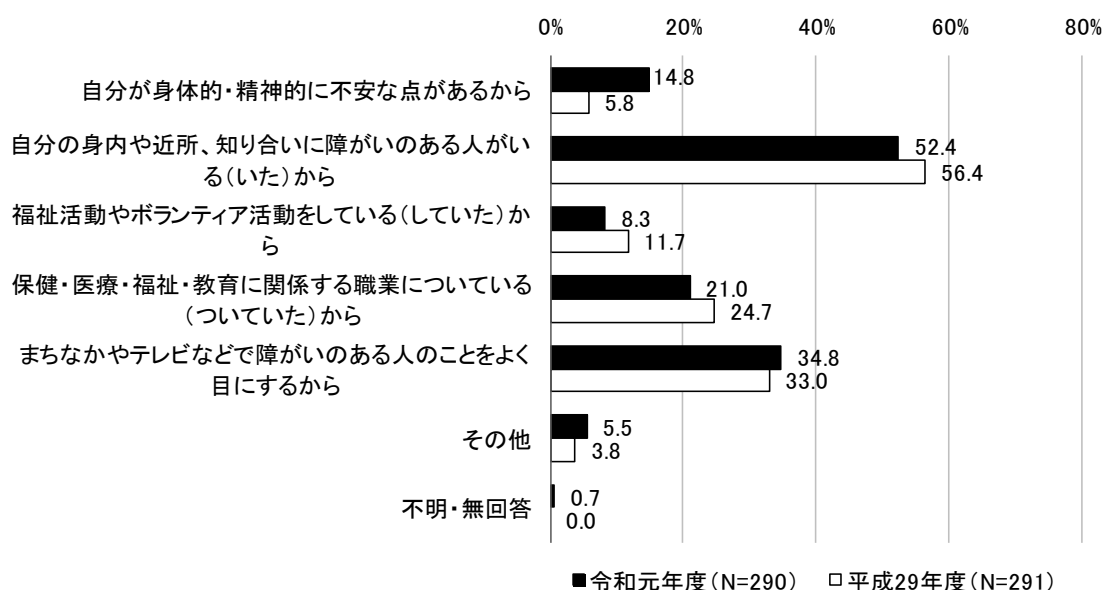
②障がい福祉に関心があるか（単数回答）

障がい者福祉に関心があるかについてみると、「ある程度関心がある」が56.4%と最も高く、次いで「非常に関心がある」が14.7%となっています。



③関心がある理由（複数回答）

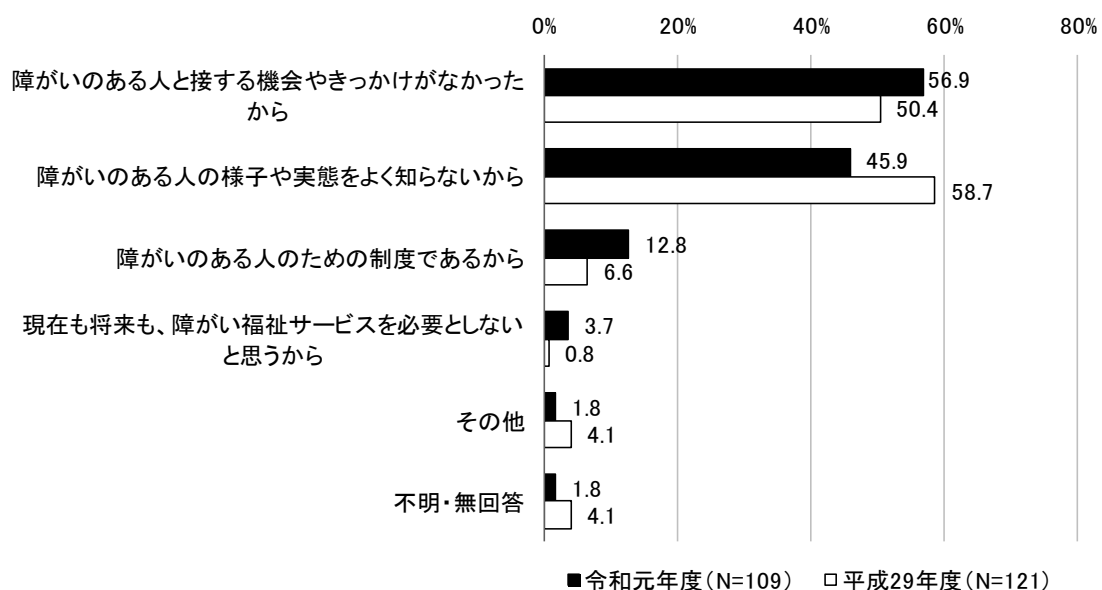
障がい福祉施策に関心がある理由についてみると、「自分の身内や近所、知り合いに障がいのある人がある（いた）から」が 52.4%と最も高く、次いで「まちなかやテレビなどで障がいのある人のことをよく目にするから」が 34.8%となっています。



④関心がない理由（複数回答）

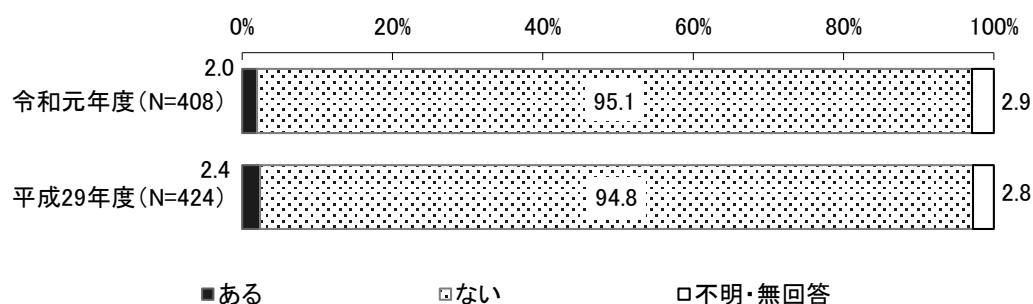
障がい福祉に関心がない理由についてみると、「障がいのある人と接する機会やきっかけがなかったから」が 56.9%と最も高く、次いで「障がいのある人の様子や実態をよく知らないから」が 45.9%となっています。

また、平成 29 年度と比べると、「障がいのある人の様子や実態をよく知らないから」が 12.8 ポイント低くなっています。



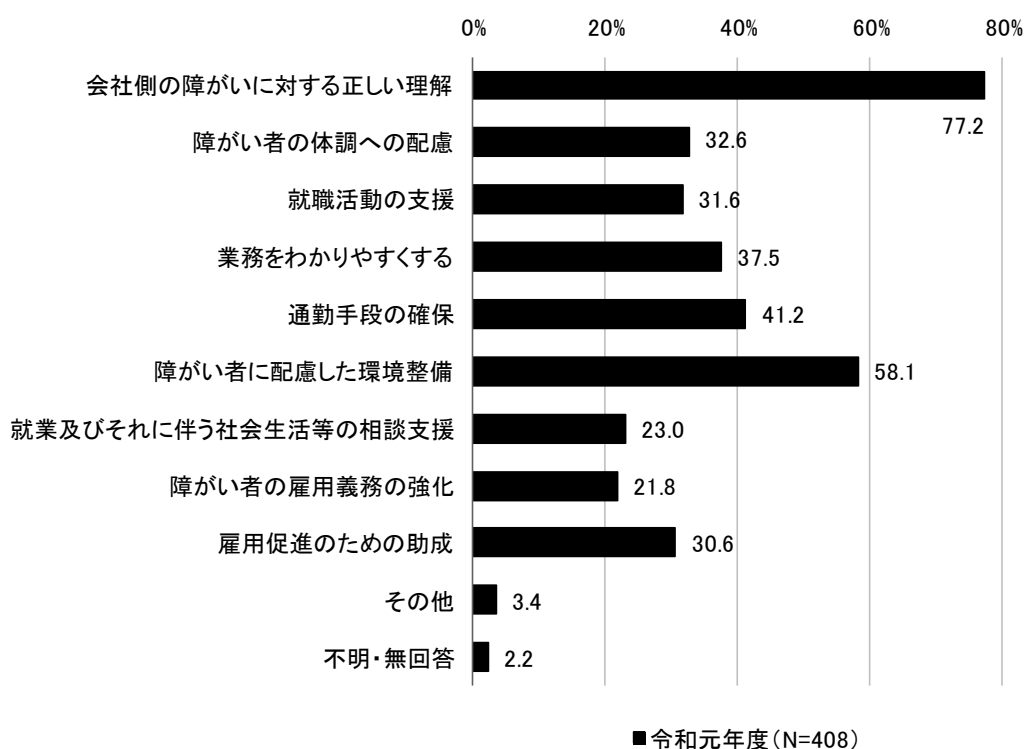
⑤ 不当な扱いをされている障がい者を見たことがあるか・したことはあるか（単数回答）

不当な扱いをされている障がい者を見たことがあるか・不当な扱いをしたことがあるかについてみると、「ない」が95.1%、「ある」が2.0%となっています。



⑥ 障がいのある人が働くために必要な条件（複数回答）

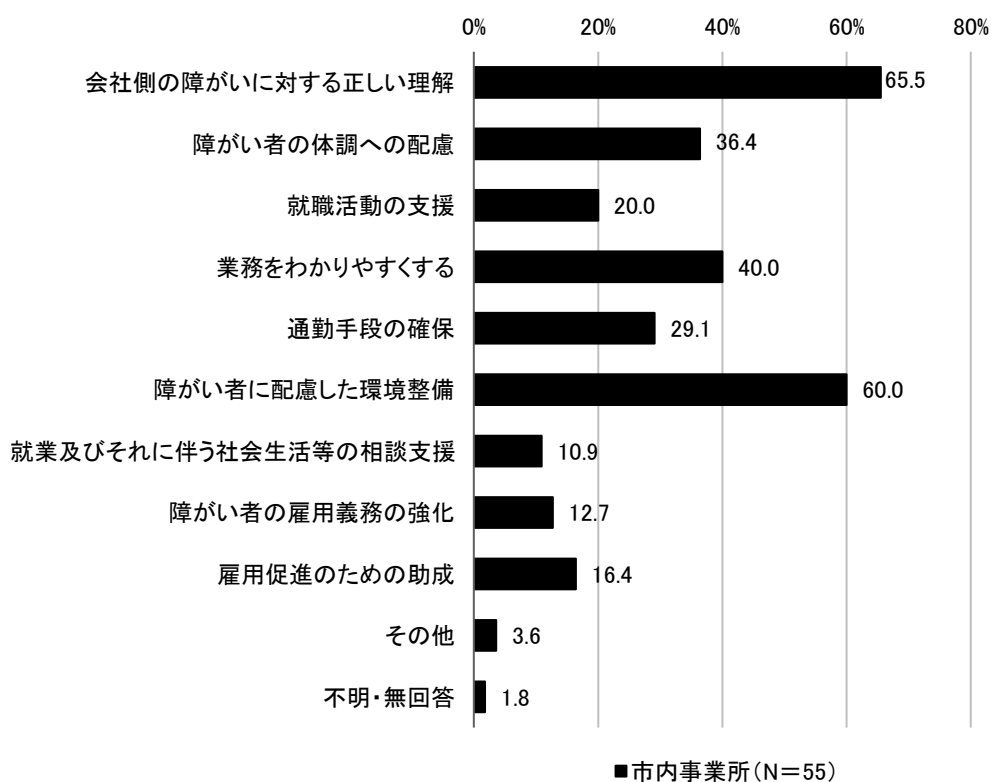
障がいのある人が働くために、どのような条件が必要だと思うかについてみると、「会社側の障がいに対する正しい理解」が77.2%と最も高く、次いで「障がい者に配慮した環境整備」が58.1%となっています。



(3) 市内事業所調査（障がい者雇用について）の結果

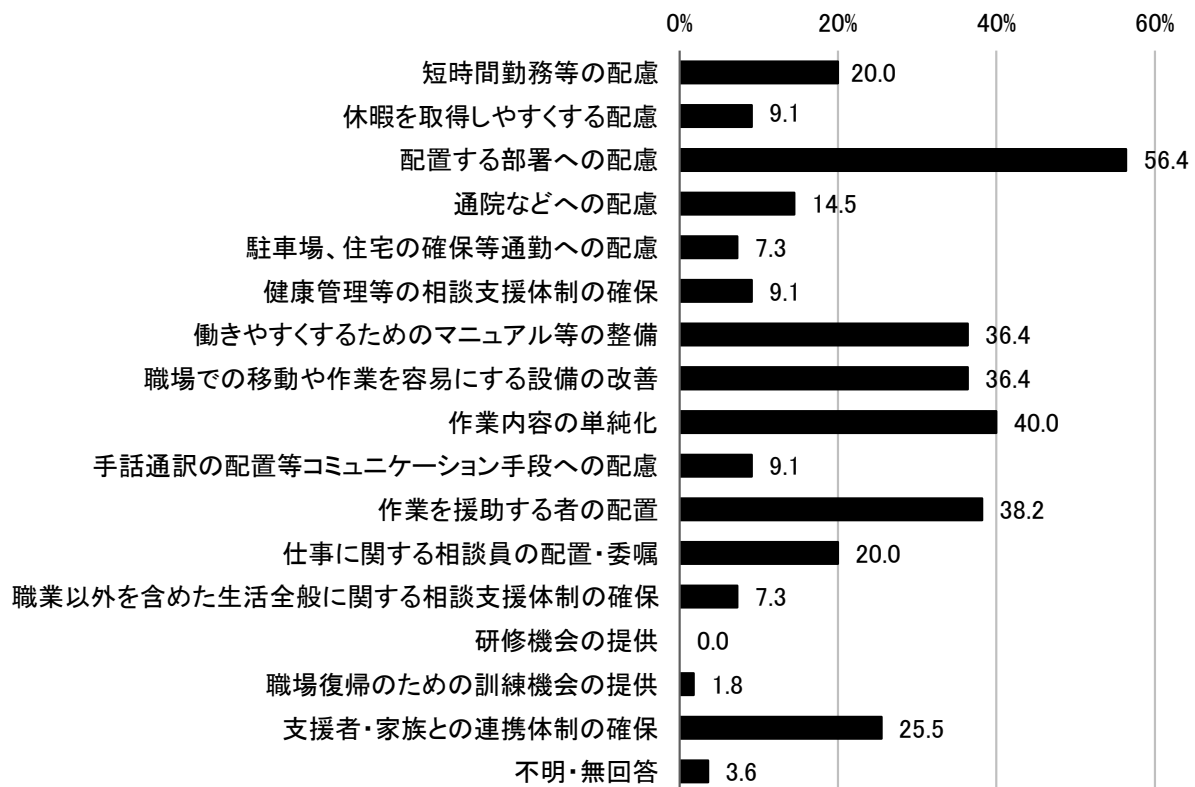
①障がいのある人が働くために必要な条件

障がいのある人が働くために必要な条件についてみると、「会社側の障がいに対する正しい理解」が 65.5%と最も高く、次いで「障がい者に配慮した環境整備」が 60.0%となっています。



②障がい者を雇用する際に障がい者に対して配慮が必要だと思うこと

障がい者を雇用する際に障がい者に対して配慮が必要だと思うことについてみると、「配置する部署への配慮」が 56.4%と最も高く、次いで「作業内容の単純化」が 40.0%となっています。



■市内事業所 (N=55)

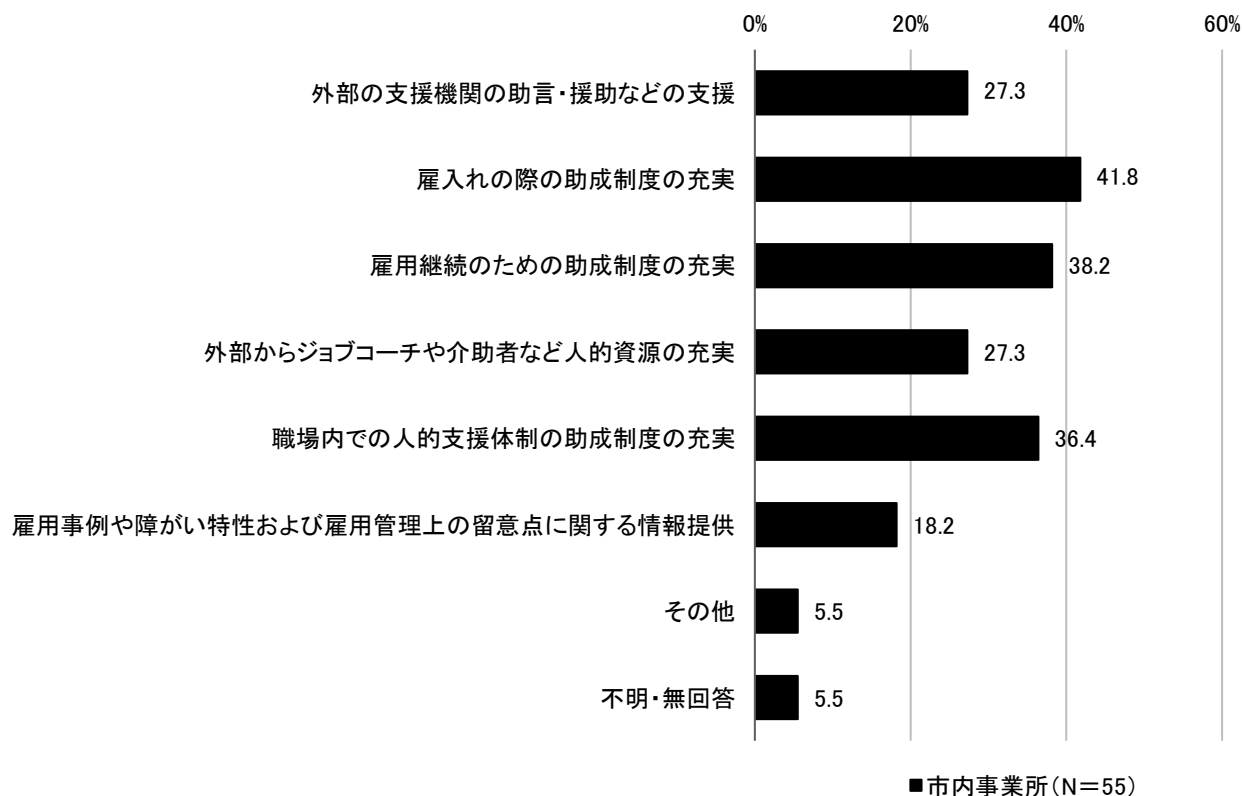
参考：当事者調査における同じ設問に対する回答結果

	短時間勤務等の配慮	休暇を取得しやすくする配慮	配置する部署への配慮	通院などへの配慮	駐車場、住宅の確保等通勤への配慮	健康管理等の相談支援体制の確保	働きやすくするためのマニュアル等の整備	職場での移動や作業を容易にする設備の改善	作業内容の単純化
全体 (N=435)	22.3	19.5	30.8	29.4	9.4	9.0	19.5	11.0	19.3
身体障害者手帳 (N=234)	20.5	20.1	30.8	29.1	12.0	8.5	14.5	12.0	14.5
療育手帳 (N=144)	18.1	9.7	30.6	18.1	4.9	9.0	21.5	9.7	21.5
精神障害者保健福祉手帳 (N=107)	29.9	25.2	28.0	38.3	8.4	10.3	16.8	10.3	19.6
視覚障がい (N=9)	11.1	11.1	33.3	11.1	11.1	-	33.3	22.2	22.2
音声・言語・そしゃく機能障がい (N=12)	8.3	16.7	50.0	41.7	-	8.3	-	16.7	-
内部障がい (N=50)	30.0	34.0	34.0	38.0	6.0	10.0	8.0	4.0	14.0
聴覚、平衡機能障がい (N=27)	11.1	22.2	18.5	11.1	14.8	-	18.5	3.7	14.8
肢体不自由 (N=91)	20.9	15.4	35.2	28.6	14.3	11.0	19.8	18.7	18.7
その他 (N=40)	17.5	17.5	27.5	32.5	5.0	7.5	7.5	7.5	7.5
不明・無回答 (N=17)	23.5	5.9	23.5	23.5	29.4	11.8	5.9	17.6	5.9

	手話通訳の配置等コミュニケーション手段への配慮	作業を援助する者の配置	仕事に関する相談員の配置・委嘱	職業以外を含めた生活全般に関する相談支援体制の確保	研修機会の提供	職場復帰のための訓練機会の提供	支援者・家族との連携体制の確保	不明・無回答
全体 (N=435)	7.1	21.4	16.6	9.4	3.4	4.8	14.5	24.8
身体障害者手帳 (N=234)	11.1	16.7	13.2	6.4	3.0	4.3	9.8	27.4
療育手帳 (N=144)	0.7	31.9	20.1	10.4	0.7	2.8	20.1	31.3
精神障害者保健福祉手帳 (N=107)	2.8	15.0	16.8	9.3	4.7	8.4	15.0	29.9
視覚障がい (N=9)	-	11.1	11.1	-	11.1	-	-	55.6
音声・言語・そしゃく機能障がい (N=12)	25.0	25.0	16.7	8.3	-	8.3	-	33.3
内部障がい (N=50)	-	8.0	10.0	8.0	2.0	6.0	6.0	22.0
聴覚、平衡機能障がい (N=27)	59.3	3.7	11.1	-	7.4	3.7	-	18.5
肢体不自由 (N=91)	4.4	26.4	13.2	8.8	3.3	3.3	15.4	24.2
その他 (N=40)	7.5	17.5	15.0	5.0	-	5.0	12.5	35.0
不明・無回答 (N=17)	-	5.9	23.5	5.9	-	5.9	5.9	52.9

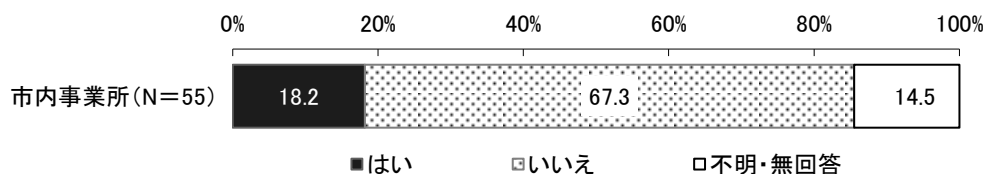
③障がい者の雇用を促進するために必要だと思われる施策

障がいのある人が働くために必要な条件についてみると、「雇入れの際の助成制度の充実」が41.8%と最も高く、次いで「雇用継続のための助成制度の充実」が38.2%となっています。



④行政や商工会等を通じて障がい者雇用促進に関する勉強会やマッチングの機会があれば参加したいか

行政や商工会等を通じて障がい者雇用促進に関する勉強会やマッチングの機会があれば参加したいかについてみると、「はい」が18.2%となっています。



(4) 関係団体調査の結果について

①概ね5年前と比べての構成員数の変化（単数回答）

概ね5年前と比べての構成員数の変化についてみると、「ほとんど変わらない」が8件と最も高くなっています。

■概ね5年前と比べての構成員数の変化（単数回答）

項目	回答数
1. 大幅に増えた	0
2. やや増えた	1
3. ほとんど変わらない	8
4. やや減った	1
5. 大幅に減った	1

②現在の活動上の課題（複数回答）

現在の活動上の課題についてみると、「メンバーに世代などの偏りがある」「役員のなり手がいない」が5件と最も高く、次いで「新規メンバーの加入が少ない」「活動がマンネリ化している」が4件となっています。

■現在の活動上の課題（複数回答）

項目	回答数
1. 新規メンバーの加入が少ない	4
2. メンバーに世代などの偏りがある	5
3. メンバーが仕事・家事などで忙しい	3
4. 活動メンバーの専門性が不足している	2
5. 役員のなり手がいない	5
6. 会議や活動の場所の確保に苦労する	1
7. 活動がマンネリ化している	4
8. 資金が不足している	2
9. 活動に必要な情報が集まらない	0
10. 情報発信する場や機会が乏しい	1
11. 障がい者のニーズに合った活動ができていない	0
12. 他の団体と交流する機会が乏しい	1
13. その他	1
14. 特に困ったことはない	2

③新型コロナウイルス感染症の影響について（単数回答）

新型コロナウイルス感染症の影響についてみると、「あった」が10件と最も高く、具体的な内容としては、「三密を避けるため、行事や会合の中止」が大半となっています。また、視覚障がいのある人で、身体的な接触ができないため活動が難しい、電車のホーム転落防止の声掛けが三密回避の風潮のため行えない。聴覚障がいのある人で、マスクで口元が見えないためコミュニケーションをとるのが難しい等の意見があげられています。

■新型コロナウイルス感染症の影響（複数回答）

項目	回答数
1 あった	10
2 特になし	1

④今後の障がい者施策に求めるものについて（記述回答要旨）※いただいた回答のまま記載しています。

i. 地域共生社会（障がいへの理解や合理的配慮と社会参加の促進）について
・障がいを持つ方への直接的支援のほか、周りへの理解、知ってみる機会を多くつくってほしい。子どもの頃から障がいのある人が身近にいて当たり前の社会にしてほしい。 ・子どもが小さい時は障がいとわからず、義務教育が過ぎてから慌てる家庭が多いと思う。もう少し早い段階から理解できる社会づくりが必要かと思う。 ・理解してもらっているかどうかわからない。また、理解があっても親が介助者である場合が多く社会参加することは難しい。ボランティアが必要。 ・障がい者を持つ親にとって、自分たちが老いていくなか、子どもがどのように暮らしているのかが一番不安。その不安を少しでもやわらげていく社会になってほしい。 ・地域交流の機会がない。情報が少ない。 ・地域や社会で理解、協力してもらうために、学校での催しや体験教室などの機会に出向いて、障がいについて知ってもらう努力をしている。
ii. 相談・情報提供について
・民生委員と年に数回会合を持ち話し合っている。 ・保護者は例外なく、親亡き後の子の行く末を案じている。気楽に相談でき、情報提供を得て見通しが持てるような支援活動をお願いしたい。 ・相談事例を知ることによって相談の幅が広がるのではないかな。 ・団体の会員になってもらえれば、情報の提供ができるし、どこに相談すればよいのかも伝えられる。市の相談し、要望を伝える機会もある。市もちゃんと相談すれば応えてくれる。
iii. 生涯学習活動について
・余暇活動の場がない。スポーツやレクリエーションのクラブがほしい。 ・主な介助者が親であるため参加が難しい。障がいの程度により配慮が違おうと思う。 ・県の支援センター主催の行事に参加している。グランドゴルフやハイキング等。 ・卓球台を準備してもらったので家に閉じこもらずに参加してほしい。 ・年に一度のスポーツ交流会も積極的に参加している。 ・映画、講演会等に取り組んでいる。

iv. 保健・医療について
・発達障がいに関しては、医療機関が近くになく受診することが大変である。困り事等を気軽に話せる受診でのつながりが大切。 ・市内の医療機関に発達外来がない。 ・乳幼児の母に発達や発達障がいについての話をする機会が必要。 ・昨年度から施設に産業医が来てくれて、障がい者（脳障がい）の観点から診察相談をしていただき、通所者の心身の向上に役立っている。少しでも軽度になるよう今後も継続していただきたい。
v. 教育・保育について
・大切な学童期が送れるよう、学校により対応に差が出てしまわないよう、先生に対応をお願いしたい。 ・関係者とよく相談することが必要。 ・障がい者保育センター（療育センター）が広域で早くできることを願う。
vi. 雇用・就労について
・地域で働ける場所を増やしてほしい。 ・職種が限られている。 ・就労促進のため各事業者の障がい者枠雇用の確立、拡充と、雇用後のサポート体制の充実。 ・作業所の仕事の種類が少なく単価も低い。市役所等から受注できる仕事はないのか。 ・人によって様々な障がいがあるため難しいと思うが、障がい者が仕事をできる雇用の場を設けていただきたい。就労することにより体を動かし、脳への活性により少しでも障がいが軽減されると思う。 ・若い人で引きこもっている場合も多いので、企業に行って話をする機会等が作れるとよい。
vii. 住まい・住宅の確保について
・親亡き後に安心してお願いできる場所を増やしてもらいたい。 ・親亡き後、任せられるところがない。見つけられない。 ・グループホームの早期建設と開所後の支援。 ・グループホーム等の設立を積極的に行ってほしい。 ・グループホームの建設を進めてほしい。親亡き後に公共賃貸住宅で生活できるよう、ヘルパーやボランティアの充実。 ・グループホーム、ケアホームが足りない。
viii. 生活環境の整備について
・福祉避難所の整備、当事者も参加する設置訓練も実際にやってもらいたい。 ・生活環境の整備は充分されていると思う。 ・避難所まで遠いため、行けないと思う。 ・平成 30 年度にすばらしい施設を建設していただき、指定管理で借りて感謝している。通所者もいきいきと作業を行っている。施設のバリアフリーも整備されている。 ・新庁舎は循環バスの降り口から玄関の案内所まで点字対応してもらっている。玄関には音声案内もある。 ・横断歩道で車が停止しない、三重県は全国ワーストだと聞く。

(5) 障がい福祉サービス提供事業所調査の結果について

①共生型サービス事業所の指定希望について（単数回答）

共生型サービス事業所の指定希望についてみると、「希望する」が1件となっています。また、「希望しない」が6件、「わからない」が8件となっています。

■共生型サービス事業所の指定希望について（単数回答）

項目	回答数
1 希望する	1
2 希望しない	6
3 わからない	8
不明、無回答	1

②円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じること（複数回答）

円滑な事業運営を進めていく上で、問題に感じるについてみると、「人員の確保が難しい」が14件と最も高く、次いで「事務作業量が多い」が9件となっています。

■円滑な事業運営を進めていく上で、問題に感じること（複数回答）

項目	回答数
1 特に問題を感じることはない	1
2 人員の確保が難しい	14
3 利用者の確保が難しい	4
4 事務作業量が多い	9
5 老朽化への対応やバリアフリー化など施設・設備の改善が難しい	2
6 障がい者関連の制度改正など、必要な情報の入手に支障がある	2
7 事業者の資質向上を図ることが難しい	2
8 利用者や家族のサービス利用に対する理解が進んでいない	1
9 市町等と連携をとることが難しい	1
10 労働条件の改善が難しい	4
11 その他	1

③市全体をみたときに、不足していると思われるサービスや支援について（記述回答要旨）

項目
○グループホーム、短期入所（しっかり社会とつながった上での就労） ・採算性はあると思う。就労についてはリアルのビジネスを構築する中に障がい福祉を組み込む必要があるため、マーケティングと福祉の融合が課題であるが、そのノウハウが知られていない。農福連携をいなべ市の資産を使って行うことができたらと思う。
○親亡き後のサービス（主に重度の方）、グループホームや十分な訪問介護（重度）等、本人が生活できる支援 ・支援するための人員の確保、定められた給付費での運営の困難さが課題である。
○短期入所、就労移行 ・事業所の数（床数）、稼働の有無も含めて十分ではない。 ・就労移行の事業所の閉鎖、人員規模の厳しさ。
○重度障がい者包括支援体制、特に重度障がい者及び障がい児の短期入所事業所、共同生活援助（入居者）の移動支援、共生型グループホーム ・社会資源の偏りと不足。安全で安心なサービスを提供して運営するための人材確保や人材育成の困難さ。その実現には、経営面への支援も必要。障害支援区分から介護保険区分に切り替わった時の行政機関の対応の考え方も重要。
○学校に行けていない子への支援 ・学校に行けていない子どもは福祉サービスの利用もスムーズにはいかない。家にひきこもっている子どもへの支援は難しい。外に出る機会や家以外での充実度が満たされていない。
○入所系サービス ・市内にグループホームは複数存在するが、重度身体障がい者の受け入れ先がない。
○緊急時や一週間～一か月の期間、利用ができる短期入所サービス ・短期入所の報酬単価。 ・新型コロナウイルス感染症の影響（入所施設の短期入所が利用できない）。
○利用したい時や緊急時にすぐに利用できる短期入所サービス ・短期入所サービスが無いわけではないが、ニーズに対して不足している。
○強度行動障がい、重症心身障がいの人が親亡き後も住み慣れた地域で暮らしていく受け皿。 ・担当している方が親亡き後に地域で暮らせるイメージが持てない
○不足は感じていない

④新型コロナウイルス感染症の事業実施への影響（単数回答）

新型コロナウイルス感染症の事業実施への影響についてみると、「あった」が 15 件と最も高くなっています。

■新型コロナウイルス感染症の事業実施への影響（単数回答）

項目	回答数
1 あった	15
2 特にない	0
不明無回答	1

■「あった」の具体的な内容（記述回答要旨）

具体的内容
利用者の減少。
利用者がコロナの影響のため利用を見送る。
相談事業を停止する時期があった。
4月より事業開始をしたものの、状況を見極めるため稼働を必要最小限に留め、現在も継続中。
当施設内で感染者が出たとの噂が流れた。
取引先の休業。
サービス提供にかかる衛生用品等の不足、放課後デイサービスの長時間利用対応の職員確保。
感染を恐れて、作業所への出勤をしなくなった利用者がある。
対面の長時間の相談ケース会議等が困難、訪問支援はニーズに応じて（相談支援）、利用者への行動制限、面会の制限、体験利用の中止または延期（共同生活援助）、モノ不足による内職作業の制限（就労）。
利用者によって利用の増減があり、調整が難しかった。
市内の企業からの下請け作業を行っているが、元受け企業が休業となり、下請け作業の業務量が減った。
移動支援、サービスの中止。
移動支援、同行援護の支援が中止になったりした。
モニタリング訪問やサービス提供者会議など家族や事業所によっては電話での聞き取りや書面決議になるケースがあった。

⑤新型コロナウイルス感染症における「新しい生活様式」の取組（単数回答）

新型コロナウイルス感染症における「新しい生活様式」の取組についてみると、「行っている」が15件と最も高くなっています。

■新型コロナウイルス感染症における「新しい生活様式」の取組（単数回答）

項目	回答数
1 行なっている	15
2 行なっていない	0
不明無回答	1

■「行なっている」の具体的な内容（記述回答要旨）

具体的内容
マスク着用、手洗い消毒、三密を避ける、検温チェック、換気、利用者の健康確認等
他地域への移動について収録や事業許可と報告。
会議、研修のオンライン化、休憩場所の複数確保による三密の回避等。
作業や昼食時に密にならないようにスペース確保している。
電話、メールでの対応（相談支援）、三密を避けるよう食堂の座席配置の工夫（就労）、外出時や帰宅時の検温の実施、利用者のマスクの着用、手洗いの指導、換気、事業所内の消毒、食事時間の会話の制限等、北勢病院の院内感染対策委員会の指針に基づいて実施（共同生活援助）。
昼食時の対面給食の中止。

3. 計画の進捗状況

(1) 障がい者計画の進捗状況

①障がいに対する理解と配慮の促進

- ・本市では、県主催の手話研修への職員派遣や、全職員を対象にした人権研修を通じ、障がいのある人に対する理解を深めています。
- ・市民に対しては、障がいに関する講座や学習会を実施するとともに、障がいに関する各種リーフレットの配布や市のホームページ、ケーブルテレビなどの広報媒体を通じ、地域共生社会の構築をめざした啓発を行っています。
- ・今後も人権研修等を通じ、障がいのある人への差別解消に向けて、引き続き障がいのある人への正しい理解・啓発を促進し、多種多様なニーズの変化に合わせ、関係機関と協議しながら啓発課題を定め、効果的に実施する必要があります。
- ・本市では市内の指定特定相談支援事業所（4事業所）において、相談窓口を設置しています。今後も関係機関との連携を強化し、利用者への適切な支援を行います。
- ・障がいのある人の自立した生活を尊重し、権利や財産を守るため、関係機関と連携して支援を行うとともに、早期に問題を発見できるよう、日頃からの見守り体制の強化に努めています。また、令和元年5月に新庁舎の移転とあわせ、地域包括支援センター、くらしサポートセンター縁を庁舎内フロアに移転し、「ふくし総合相談窓口」として位置付け、幅広く総合相談と権利擁護の対応を行っています。
- ・平成31年4月より全面施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づいて、パンフレットの配布等を通じて「合理的な配慮」「環境の整備」「不当な差別的取扱いの禁止」等の取り組みを行なっています。
- ・合理的配慮の推進を目的に、市内小中学校特別支援教育コーディネーター会において、平成28年度から平成30年度の3年間において、各校で実施されている合理的配慮の事例を「事例報告用紙」にて提出することを依頼し、集まった事例をいなべ市の合理的配慮事例集にして各校に配布しました。今後も継続して合理的配慮の提供について特別支援教育コーディネーターに対する啓発を行う必要があります。

②保健・医療体制の充実

- ・本市では、障がいのある人の健康相談窓口で随時相談を受け付けており、サービス等が必要な場合等は関係機関と連携し対応しています。また、医療が必要な場合は適切な医療機関の紹介、介入を行っています。
- ・障がいのある人が、より身近なところで、必要に応じてより専門的な歯科治療が受けられるよう、桑員歯科医師会と連携して県実施の「みえ歯ートネット事業」に取り組んでいます。
- ・広く健康増進を行うために、疾病予防の予防接種の推進や保健師による乳幼児定期健診の実施、健康行動を行う毎にポイントを貯め、特典を得る「いなべ市健康マイレー

ジ事業」の実施を通じて健康増進を行なっています。

- ・今後も障がいのある人が必要な医療を受けることができるよう、救急医療も含めた医療体制の充実を図るとともに、保健師・栄養士が担う相談先として充実を図る必要があります。また、定期的に保育所、関係各課と情報交換を行い、途切れのない支援を実施していく必要があります。

③日常生活への支援の充実

- ・本市では、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題についての情報共有や、関係機関等の連携の緊密化、地域の実情に応じた体制の整備について、年6回の自立支援協議会を開催し協議を行うとともに、年1回の障がいのある人を含む災害弱者に関する防災講演会等を実施しています。令和元年度からは、国から示されている地域生活支援拠点の整備に向け、地域生活支援拠点部会を立ち上げています。
- ・各施設の改修・修繕・改築については、バリアフリー新法、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に適合するよう協議を行い、段階的にバリアフリー化を進めています。今後、誰もが利用しやすい環境を整えていく必要があります。
- ・安全・安心に暮らせるまちづくりとして、近年発生している大規模災害の教訓を活かし、防災に備えて普段から防災に対する意識の啓発と、防災体制の整備をすることが必要です。令和2年度には避難行動要支援者制度の条例化を実施し、地域の共助により防災に関する情報を、障がいのある人へ直接伝達できる体制の構築を図っています。また、桑員地域災害医療対策部会を中心に、災害発生時に地域の関係機関（市町・医療機関・消防・警察等）が連携して、迅速かつ適切な医療が提供できるよう、医療体制の整備・充実を図っています。
- ・昨今の複雑化する犯罪に巻き込まれないよう、防犯ボランティア団体との情報交換を密にし、連携を強化しています。
- ・障がい者支援サービスについて、相談支援部会による情報共有及び直接的な事業所間の情報共有や研修の場の確保を行い、さらに多様なニーズに対応するため、関係機関と連携してサービスの整備や拡充の検討を行なっています。
- ・今後も障がいのある人が安心して生活をするためには、福祉サービスの充実はもとより、支援する福祉人材の確保が必要です。将来にわたってさまざまな福祉ニーズに対応できる人材を安定して確保するとともに、研修等を通して、一人ひとりの資質の向上を図る必要があります。

④多様な社会参加の促進

- ・本市では、パンや蕎麦などの食品の販売、自主制作品の販売のほか、イベント参加による交流、地域住民と一緒にバザーが実施されています。さらに、障がいのある人のスポーツに対するニーズに対応するため、体育協会などのスポーツ団体、福祉団体の協力を得て、あすなろ運動会を開催しています。
- ・市民大学講座などの生涯学習講座では、手話通訳者手配の希望を事前に聴取し必要に

応じて対応し、さらに市内公共図書館では、窓口に筆談ボードを配備しています。

- ・障がい者雇用における関連パンフレットの配布や、若者就職支援相談（北勢地域若者サポートステーション）について市ホームページでの紹介、広報誌に掲載する等、周知を行い、出張相談も開催されています。また、就職を希望する障がいのある人と採用予定のある事業者との面接会である「いなべ市障がい者就職面接会」を開催しています。また、市ホームページや広報誌において障がい者雇用関連について掲載し、引き続き企業等への理解度を高め、障がい者雇用の量的な拡大を図る必要があります。
- ・今後も、社会参加を望む障がいのある人に対し、さまざまな社会参加の機会を提供するとともに、地域おこし協力隊の活動による交流の促進を図り、多くの人との交流を通して障がいに対する理解を深める必要があります。

⑤教育・保育・療育の充実

- ・本市では、未就園児の親子を対象とした委託による障がい児子育て支援事業や、親子療育教室、小集団型療育教室及び個別療育、3～5歳児の在園児については、必要に応じてCLM（気になる子の早期支援のための発達チェックリスト）と個別の指導計画に取り組み、年齢に応じた計画的・継続的な支援を行っています。また、複数の保育園長の加配対象児童の観察による加配保育士の適正配置及び、年度途中における加配率の見直しを実施することで、保育士の適正配置及び適切な支援を行っています。
- ・平成30年度より小学校通級教室が2教室から3教室に増え、令和2年度には中学校に通級指導教室が開設されました。特別支援教育コーディネーターが中心となり個別の指導計画や個別の教育支援計画（ハピネスファイル）に基づいて、児童生徒一人ひとりに応じた指導を実施しています。また、特別支援教育コーディネーターについては、市内コーディネーター会で様々な研修の機会を設けています。
- ・放課後等デイサービスについては、平成28年度からの3年間で5事業所まで増え、適切なサービスの支援体制の確保及び、相談支援の充実とともに生活能力の向上と社会との交流促進を行っています。
- ・保護者の不安解消や適切な支援につなげるため、子育てガイドブックやリーフレットを活用した情報提供を行いながら、関係機関へとつなげるとともに、さらに身近な場所で相談ができるよう、各支援センターにおいて言語聴覚士や心理カウンセラーなどへの相談の機会を設けています。
- ・関係機関と情報を共有し、早期の支援を行うとともに、各関係機関の連携による就学前から卒業後まで切れ目のない支援体制を整備し、保育や学校教育において障がいの有無に関わらずともに学べる環境づくりを進めていく必要があります。そのために、保護者への子育て支援の充実や、教育支援計画（ハピネスファイル）のより一層の活用、教育現場における支援の強化・充実及び教育関係者の資質向上が必要です。

⑥その他

- ・令和元年度末から新型コロナウイルス感染症対策の影響で、三密を避ける取り組みが

必要となりました。各種会議やイベント、行事等の中止や規模の縮小をはじめ、対面を避けた電話相談や国、県等の情報に基づく新しい生活様式に関する啓発活動等を実施しました。今後も新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るとともに、新型感染症対策等の予測が難しい事象に対して、最新情報の収集、検証や情報共有等が、迅速かつ柔軟に実施できるよう、関係者間の連携体制の充実が必要です。

(2) 障がい福祉計画、障がい児福祉計画の進捗状況 ※令和2年度は見込み値

①障がい福祉サービスの利用実績

障がい福祉サービスの利用実績についてみると、「就労移行支援」「就労継続支援（B型）」「短期入所（ショートステイ）」「共同生活援助」において、目標値を上回っています。また、「居宅介護」「行動援護」「生活介護」「就労継続支援（A型）」「就労定着支援」「施設入所支援」「計画相談支援」は概ね計画通りの利用となっています。

サービス名		単位	実績値			目標値			計画達成率		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問系サービス	居宅介護	時間／月	507.0	512.0	526.0	590.0	590.0	590.0	85.9%	86.8%	89.2%
		人／月	27.0	26.0	26.0	32.0	32.0	32.0	84.4%	81.3%	81.3%
	重度訪問介護	時間／月	0.0	※年5時間	606.0	90.0	90.0	90.0	—	—	673.3%
		人／月	0.0	※年2人	2.0	1.0	1.0	1.0	—	—	200.0%
	同行援護	時間／月	72.0	71.0	31.0	106.0	114.0	122.0	67.9%	62.3%	25.4%
		人／月	7.0	5.0	5.0	9.0	9.0	10.0	77.8%	55.6%	50.0%
	行動援護	時間／月	69.0	77.0	50.0	85.0	85.0	85.0	81.2%	90.6%	58.8%
		人／月	4.0	4.0	3.0	4.0	4.0	4.0	100.0%	100.0%	75.0%
日中活動系サービス	生活介護	人日／月	1,915.0	2,020.0	2,066.0	2,192.0	2,276.0	2,363.0	87.4%	88.8%	87.4%
		人／月	101.0	107.0	107.0	115.0	120.0	124.0	87.8%	89.2%	86.3%
	自立訓練（機能訓練）	人日／月	20.0	34.0	25.0	48.0	48.0	48.0	41.7%	70.8%	52.1%
		人／月	1.0	2.0	1.0	3.0	3.0	3.0	33.3%	66.7%	33.3%
	自立訓練（生活訓練）	人日／月	106.0	80.0	50.0	90.0	90.0	90.0	117.8%	88.9%	55.6%
		人／月	6.0	5.0	3.0	6.0	6.0	6.0	100.0%	83.3%	50.0%
	就労移行支援	人日／月	35.0	71.0	98.0	36.0	36.0	36.0	97.2%	197.2%	272.2%
		人／月	3.0	6.0	6.0	3.0	3.0	3.0	100.0%	200.0%	200.0%
	就労継続支援（A型）	人日／月	519.0	606.0	678.0	525.0	585.0	653.0	98.9%	103.6%	103.8%
		人／月	27.0	31.0	34.0	29.0	32.0	36.0	93.1%	96.9%	94.4%
	就労継続支援（B型）	人日／月	1,275.0	1,389.0	1,473.0	1,190.0	1,285.0	1,388.0	107.1%	108.1%	106.1%
		人／月	75.0	82.0	86.0	68.0	74.0	79.0	110.3%	110.8%	108.9%
	就労定着支援	人／月	0.8	1.3	1.0	1.0	1.0	1.0	80.0%	130.0%	100.0%
	療養介護	人／月	8.0	7.0	7.0	9.0	9.0	10.0	88.9%	77.8%	70.0%
	短期入所（ショートステイ）	人日／月	207.0	232.0	169.0	174.0	177.0	180.0	119.0%	131.1%	93.9%
		人／月	35.0	38.0	28.0	32.0	32.0	33.0	109.4%	118.8%	84.8%
施設系サービス	自立生活援助	人／月	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	2.0	0.0%	0.0%	0.0%
	共同生活援助	人／月	42.0	42.0	42.0	38.0	38.0	53.0	110.5%	110.5%	79.2%
	施設入所支援	人／月	29.0	29.0	27.0	32.0	31.0	29.0	90.6%	93.5%	93.1%
相談支援	計画相談支援	人／月	79.0	89.0	92.0	289.0	297.0	305.0	27.3%	30.0%	30.2%
	地域移行支援	人／月	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	2.0	0.0%	0.0%	0.0%
	地域定着支援	人／月	1.0	0.0	0.0	2.0	2.0	2.0	50.0%	0.0%	0.0%

※網掛けは計画比率が 100.0%以上

②障がい児支援事業の利用実績

障がい児支援事業の利用実績についてみると、「児童発達支援」において、目標値を上回っています。また、「放課後等デイサービス」障害児相談支援」は概ね計画通りの利用となっています。

サービス名		単位	実績値			目標値			計画達成率		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児通所支援等	児童発達支援	人日／月	21.0	55.0	74.0	26.0	26.0	27.0	80.8%	211.5%	274.1%
		人／月	2.0	7.0	9.0	5.0	5.0	5.0	40.0%	140.0%	180.0%
	医療型児童発達支援	人日／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	-	-	-
		人／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	-	-	-
	放課後等デイサービス	人日／月	730.0	722.0	759.0	687.0	750.0	812.0	106.3%	96.3%	93.5%
		人／月	58.0	58.0	60.0	54.0	59.0	64.0	107.4%	98.3%	93.8%
	居宅訪問型児童発達支援	人日／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	-	-	-
	障害児相談支援	人／月	16.0	21.0	24.0	67.0	72.0	77.0	23.9%	29.2%	31.2%
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	-	-	-	0.0	0.0	1.0	-	-	-

※網掛けは計画比率が 100.0%以上

③地域生活支援事業（必須事業）の利用実績

地域生活支援事業（必須事業）についてみると、日常生活用具給付事業については概ね目標値を上回っています。「意思疎通支援事業 手話通訳者派遣」の実績値は目標値を大きく上回っています。

サービス名		単位	実績値			目標値			計画達成率		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域生活支援事業（必須事業）	理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	○	○	○
	自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	0.0	0.0	0.0	○	○	○
	障害者相談支援事業（基幹相談支援センター）	箇所	3.0	3.0	3.0	有	有	有	○	○	○
		設置の有無	有	有	有	有	有	有	○	○	○
	相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	○	○	○
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	0.0	0.0	0.0	○	○	○
	成年後見制度利用支援事業	人／年	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.0%	100.0%	100.0%
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	○	○	○
	意思疎通支援事業 手話通訳者派遣	件／年	93.0	70.0	70.0	60.0	65.0	70.0	155.0%	107.7%	100.0%
	意思疎通支援事業 要約筆記者派遣	人／年	6.0	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
	意思疎通支援事業 手話通訳者設置事業	人／年	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
	意思疎通支援事業 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	人／年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
	日常生活用具給付事業 介護訓練支援用具	件／年	5.0	1.0	9.0	5.0	5.0	5.0	100.0%	20.0%	180.0%
	日常生活用具給付事業 自立生活支援用具	件／年	11.0	7.0	1.0	7.0	7.0	7.0	157.1%	100.0%	14.3%
	日常生活用具給付事業 在宅療養等支援用具	件／年	6.0	9.0	8.0	7.0	7.0	7.0	85.7%	128.6%	114.3%
	日常生活用具給付事業 情報・意思疎通支援用具	件／年	8.0	5.0	4.0	7.0	7.0	7.0	114.3%	71.4%	57.1%
	日常生活用具給付事業 排泄管理支援用具	件／年	926.0	849.0	936.0	800.0	800.0	800.0	115.8%	106.1%	117.0%
	日常生活用具給付事業 住宅改修費	件／年	2.0	3.0	4.0	1.0	1.0	1.0	200.0%	300.0%	400.0%
	手話奉仕員養成研修事業 養成講習修了人数	人／年	11.0	16.0	0.0	20.0	23.0	26.0	55.0%	69.6%	0.0%
	移動支援事業	時間／年	2,902.0	3,117.0	1,264.0	3,800.0	4,050.0	4,350.0	76.4%	77.0%	29.1%
	地域活動支援センター	箇所	1.0	1.0	1.0	有	有	有	○	○	○
		人／年	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-

※網掛けは計画比率が 100.0%以上

④地域生活支援事業（任意事業）の利用実績

地域生活支援事業（任意事業）についてみると、いずれの事業も概ね計画通りとなっています。

サービス名		単位	実績値			目標値			計画達成率		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域 （任意生活支援事業）	訪問入浴サービス	人／年	2.0	4.0	4.0	2.0	2.0	2.0	100.0%	200.0%	200.0%
	生活訓練等	人／年	16.0	11.0	13.0	16.0	16.0	16.0	100.0%	68.8%	81.3%
	日中一時支援	人／年	76.0	84.0	76.0	60.0	60.0	60.0	126.7%	140.0%	126.7%
	障害者虐待防止対策支援 （障害者職親委託制度事業）	人／年	6.0	2.0	4.0	2.0	2.0	2.0	300.0%	100.0%	200.0%
	自動車運転免許取得助成	件／年	2.0	0.0	1.0	2.0	2.0	2.0	100.0%	0.0%	50.0%
	自動車改造助成	件／年	1.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	100.0%	200.0%	200.0%

※網掛けは計画比率が 100.0%以上

第3章 基本構想

1. 計画の基本理念

前期計画では、「生きがいと支え合いで 笑顔あふれるまち いなべ」を基本理念に掲げて各施策を展開してきました。この間も障がいのある人やその家族を取り巻く課題は多様化、複雑化、複合化が進行しており、国が福祉分野全体で推進する地域共生社会の視点を踏まえた重層的で包括的な支援が必要となっています。

本計画の基本理念は、社会潮流や本市の現状、各種調査結果等を踏まえるとともにこれまでの施策の継続性を鑑み、以下の通り設定します。

生きがいと支え合いで 笑顔あふれる地域共生社会（案）

2. 計画の基本的視点

（１）地域共生社会の実現に向けて

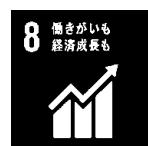
国では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現がめざされています。障がい福祉分野においても、多様な主体の連携促進や活発な活動に向けた機会づくり等により、地域共生社会の視点の浸透と活動の促進を図ります。

（２）激しい変化が前提となる社会への対応

超少子高齢化時代の中で、技術革新、ライフスタイルや働き方の変化、大規模自然災害の増加や新型コロナウイルス感染症の発生等、激しい変化が前提となる社会が到来しています。こうした中、障がいのある人を取り巻く課題も多様化、複雑化、複合化が進んでいるため、障がいのある人やその家族への必要な支援の在り方について、関係者間で情報を共有するとともに、常に学び、検証を重ねながら、各種施策を推進します。

（３）持続可能な開発目標（SDGs）の視点

本市では、2020年7月に「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の認定を受け、持続可能なまちづくりを進めるためのSDGs未来都市計画を策定しました。障がい福祉分野においてもSDGsの視点を持ち、国際社会共通の目標である「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざします。



3. 計画の基本目標

基本目標1 障がいに対する理解と配慮の促進

障がいのある人の特性や障がいについての正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現をめざします。また、障がいを理由とする困難さを取り除くことができるよう、障がいのある人それぞれの視点に立った合理的配慮の提供を推進します。

基本目標2 保健・医療体制の充実

障がいの要因となる疾病等の予防や治療の推進及び、障がいや疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、それぞれの状況に応じた必要な医療が受けられるよう、医療体制の整備促進や専門機関との連携強化を図ります。

基本目標3 日常生活への支援の充実

障がいのある人一人ひとりが、安心して安全な日常生活を送ることができるよう、各種支援制度の充実や地域生活を支えるサービス提供体制の整備に取り組むとともに、関係団体や事業所、専門機関、地域、行政の連携を促進します。

基本目標4 多様な社会参加の促進

障がいのある人が、生きがいを持って日常生活を送ることができるよう、生涯にわたって多様な社会活動や文化芸術活動、スポーツ活動に取り組むことができる環境を整えるとともに、就労の場の確保を促進します。

基本目標5 教育・保育・療育の充実

障がいのある子ども一人ひとりの健やかな成長を促すため、障がいの状況に応じた教育・保育・療育体制の充実を図ります。就学前から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフステージ全体を通じた支援体制の整備と、インクルーシブ教育の普及を促進します。

4. 計画の施策体系

基本理念 生きがいと支え合いで 笑顔あふれる地域共生社会（案）

基本的視点

- （１）地域共生社会の実現に向けて
- （２）激しい変化が前提となる社会への対応
- （３）持続可能な開発目標（SDGs）の視点

施策を横断して取り組む
3つの視点

基本目標

基本目標1

障がいに対する理解と配慮の促進

- ①障がいのある人への正しい理解と啓発の促進
- ②相談支援体制の充実
- ③わかりやすい情報提供体制の構築
- ④権利擁護の推進
- ⑤差別の解消
- ⑥障がいのある人に対する虐待の防止

基本目標2

保健・医療体制の充実

- ①健康づくりの推進
- ②医療体制の充実
- ③障がいの早期発見・早期療育の推進

基本目標3

日常生活への支援の充実

- ①福祉サービスの充実
- ②生活支援の拡充
- ③福祉マンパワーの活用
- ④バリアフリーの推進
- ⑤防災・防犯、感染症対策等の充実

基本目標4

多様な社会参加の促進

- ①社会参加と交流の促進
- ②生涯学習活動の推進
- ③就労支援、就労継続支援の充実

基本目標5

教育・保育・療育の充実

- ①就学前児童への支援
- ②インクルーシブ教育の推進
- ③途切れのない支援体制の整備

第4章 障がい者計画

基本目標1 障がいに対する理解と配慮の促進

◆方針

障がいのある人の特性や障がいについての正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現をめざします。また、障がいを理由とする困難さを取り除くことができるよう、障がいのある人それぞれの視点に立った合理的配慮の提供を推進します。

◆施策の体系

基本目標1 障がいに対する理解と配慮の促進

- (1) 障がいのある人への正しい理解と啓発の促進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) わかりやすい情報提供体制の構築
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 差別の解消
- (6) 障がいのある人に対する虐待の防止

(1) 障がいのある人への正しい理解と啓発の促進

No.	施策名	施策内容	担当課
1	理解・啓発に向けた取り組みの充実	人権連続講座の開催や、市民による人権機関「メシエレいなべ」と連携した人権週間期間中の街頭啓発活動、「市民人権フェスティバル」等の各種機会を通じて、障がいへの理解を深めるための啓発活動を行います。実施にあたっては、周知方法を工夫して多くの市民の参加を促します。 庁内や事業所において、研修等の機会を通じた啓発を行います。	社会福祉課 人権福祉課 職員課
2	発達障がいに対する理解の促進	「子育てガイドブック」やチャイルドサポートに関するリーフレット等を活用して情報提供を行い、知識の普及と理解促進を図り、発達障がいの早期発見・早期支援につなげます。 活動拠点の移転にともない、活動内容や対象者の見直しを行うとともに、障がい児子育て支援事業の周知により参加を促進します。	社会福祉課 学校教育課 発達支援課 児童福祉課

3	学校における福祉教育の推進	社会福祉協議会と学校が連携し、市内の全小中学校及び高校が福祉協力校として登録し、点字や手話、車いす体験等の各種教室を開催し、子どもたちの福祉体験を実施します。また、総合学習や道徳の時間等を通じて、福祉教育を推進します。	学校教育課
---	---------------	---	-------

(2) 相談支援体制の充実

No.	施策名	施策内容	担当課
4	身近な相談員による相談体制の充実	民生委員・児童委員による身近な相談員活動を支援するとともに、「心配ごと相談」や「人権相談」、障がい者相談員による相談等の各種相談窓口の周知を行います。 市内の委託相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談員の充実を図ります。	社会福祉課 人権福祉課
5	専門機関との連携	児童相談所、障がい者相談支援センター、こころの医療センター等の専門機関との連携を図り、個々のケースに応じた円滑な相談支援を実施します。	社会福祉課
6	基幹相談支援センターの充実	基幹相談支援センター機能の充実により、障がいのある人への総合的な相談や成年後見制度の利用支援に対応できる体制強化を行います。	社会福祉課

(3) わかりやすい情報提供体制の構築

No.	施策名	施策内容	担当課
7	障がいのある人向けの広報等による情報提供	障がいのある人が、市の情報を容易に得ることができるよう、「声の広報」の配布や読み上げ装置（日常生活用具）の給付、スマートフォンアプリ「カタログポケット」等の活用と周知を行います。	社会福祉課 広報秘書課
8	情報提供体制の整備	障がいのある人の意見を取り入れたホームページ、広報誌を作成するため、定期的に広報部会での検討を行い、制度やサービスについて、わかりやすい情報提供ができる体制を整備します。また、ユニバーサルデザインフォントを用いて、誰もが読みやすい文書作成を行います。	社会福祉課 広報秘書課

9	広報活動の充実	障がい福祉の制度やサービスの概要等をまとめた「福祉のしおり」を作成し、手帳交付時や窓口での相談時に配布します。 民生委員・児童委員や障がい者団体等の支援者への説明の際に、障がい福祉に関する制度の周知を行います。	社会福祉課
---	---------	--	-------

(4) 権利擁護の推進

No.	施策名	施策内容	担当課
10	権利擁護の推進	知的障がい、精神障がいのある人等、判断能力に不安がある人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談等を行う日常生活自立支援事業の制度の周知と利用促進を図ります。 地域包括支援センター、くらしサポートセンター縁（庁舎内フロア）を「ふくし総合相談窓口」として位置付け、幅広く総合相談と権利擁護の対応を行います。	社会福祉課 長寿福祉課
11	いなべ市 成年後見制度利用 支援事業の推進	障がいにより判断能力が十分でない人の自己決定の尊重と権利擁護を図るため、成年後見制度について、相談窓口の周知や制度の普及啓発を行うとともに、対象者の把握により事業の利用を促進します。	社会福祉課 長寿福祉課

(5) 差別の解消

No.	施策名	施策内容	担当課
12	合理的配慮の推進	障がいのある人の特性や合理的配慮の必要性について理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	社会福祉課 学校教育課
13	合理的配慮の周知	リーフレットの配布、ホームページや広報誌等を活用して、市民や各種事業所に対して、合理的配慮の周知を図ります。	社会福祉課

(6) 障がいのある人に対する虐待の防止

No.	施策名	施策内容	担当課
14	虐待防止に向けた取り組みの充実	障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応、継続した支援を行うことができるよう、単独の相談窓口を設置するとともに、関係機関との連携強化や研修等による対応職員の資質向上を図ります。 学校、保育園における虐待に対する認識を高め、早期に適切な対応をとれるよう、関係機関と連携し、虐待防止の取り組みを進めます。 令和2年に設置された子ども家庭総合支援拠点を通じて、支援が必要な家庭の把握と支援の実施を行います。	社会福祉課 家庭児童相談室

基本目標 2 保健・医療体制の充実

◆方針

障がいの要因となる疾病等の予防や治療の推進及び、障がいや疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、それぞれの状況に応じた必要な医療が受けられるよう、医療体制の整備促進や専門機関との連携強化を図ります。

◆施策の体系

基本目標 2 保健・医療体制の充実

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 医療体制の充実
- (3) 障がいの早期発見・早期療育の推進

(1) 健康づくりの推進

No.	施策名	施策内容	担当課
15	健康増進の支援	障がいのある人それぞれに応じて、幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実に取り組むとともに、医療が必要な場合は医療機関につなげます。	健康推進課
16	歯科治療の受診 機会の確保	障がいのある人が、より身近なところで歯科治療を受けられるように、桑員歯科医師会と連携して県の実施する「みえ歯ートネット事業」に取り組みます。 障がいのある人の歯科治療に対する理解を深めるとともに、訪問歯科診療等により、歯科診療の受診機会の確保に努めます。	健康推進課

(2) 医療体制の充実

No.	施策名	施策内容	担当課
17	救急医療体制の充実	いなべ医師会による在宅医当番制度（一次救急医療）体制の確保や圏域の中核病院であるいなべ総合病院の病院群輪番制度（二次救急医療）及び24時間救急医療体制の維持・確保するため財政支援を実施します。	健康推進課
18	医療費の助成	障がいのある人が必要な医療を適切に受診することができるよう、医療費助成制度の周知と適正な助成を実施します。	保険年金課

(3) 障がいの早期発見・早期療育の推進

No.	施策名	施策内容	担当課
19	各種健診・予防接種の実施	疾病を予防するため、妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健（検）診、予防接種を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制の充実により、疾病の早期発見に努めます。	健康推進課
20	早期療育体制の整備	早期の適切な療育の実現に向けて、病院や発達支援センター等との連携強化を図ります。 発達支援アドバイザーによる児童の観察や、保護者との交流を通じて早期発見、早期支援につなげます。 保健師による定期健診を通じて支援が必要な乳幼児とその保護者を支援します。また、発育・発達について、きめ細やかな支援を行うため、定期的に保育所、関係各課と情報交換を行います。 整備された保健センターを拠点として、支援を必要とする児童及び保護者に対して就園前から就学まで途切れのない療育支援を計画的に継続して実施します。	保育課 健康推進課 発達支援課

基本目標3 日常生活への支援の充実

◆方針

障がいのある人一人ひとりが、安心して安全な日常生活を送ることができるよう、各種支援制度の充実や地域生活を支えるサービス提供体制の整備に取り組むとともに、関係団体や事業所、専門機関、地域、行政の連携を促進します。

◆施策の体系

基本目標3 日常生活への支援の充実

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 生活支援の拡充
- (3) 福祉マンパワーの活用
- (4) バリアフリーの推進
- (5) 防災・防犯、感染症対策等の充実

(1) 福祉サービスの充実

No.	施策名	施策内容	担当課
21	訪問系サービスの充実	自立支援協議会を通じて事業所の誘致に取り組むとともに、訪問系サービスの充実を図り、障がいのある人の居宅での生活を支援します。	社会福祉課
22	日中活動系サービスの充実	障がいのある人の状況に応じて、生活介護や就労継続支援等のサービスを提供します。	社会福祉課
23	居住系サービスの充実	本市におけるニーズや運営形態についての把握を行い、障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、グループホームの整備を促進します。	社会福祉課
24	地域生活支援事業の推進	障がいのある人や介護者の地域生活を支援するため、日中一時支援事業や移動支援事業等の地域生活支援事業の充実に努めます。	社会福祉課
25	家族介護者への支援	短期入所事業等を充実させ、障がいのある人を介護する家族の負担を軽減します。また、緊急時の受け入れ体制の充実に努めます。	社会福祉課
26	福祉サービスの質の向上	自立支援協議会を通じて事業者間の情報共有や連携を強化し、質の高いサービスの提供を支援するとともに、相談支援専門員の確保に努めます。	社会福祉課

(2) 生活支援の拡充

No.	施策名	施策内容	担当課
27	交通費の助成	タクシー料金を助成し、障がいのある人の外出を支援します。また、利用者のニーズを把握し適切な利用枚数の助成に努めます。	社会福祉課
28	障がいのある人の地域移行	障がいのある人の地域生活への移行・定着に向け、受け皿となるグループホームの開設を促進するとともに、在宅サービスの充実を図ります。重度の利用者や、退院・退院後の人が利用できるよう、福祉サービスの充実を図ります。	社会福祉課
29	自立支援協議会の充実	障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、関係機関の連携を強化し、中心的役割を担う自立支援協議会の充実に努めます。	社会福祉課

(3) 福祉マンパワーの活用

No.	施策名	施策内容	担当課
30	福祉事業従事者の確保と質の維持・向上	生活支援員、ホームヘルパーや手話通訳・要約筆記者等、障がいのある人が地域で生活する上で欠かせない福祉人材の確保のため、関係団体・施設と連携した人材確保施策の展開や研修等を行い、量的な確保及び質的な向上に取り組みます。	社会福祉課
31	ボランティアに関する情報提供体制の充実	NPO、ボランティア団体への活動支援を行い、市民活動の場を創出します。多様化する市民活動団体の活動やニーズに応じて、個々の要望や課題に迅速に対応します。ボランティア等への参加意欲がある市民に対して効果的に周知啓発を行います。	市民活動室

(4) バリアフリーの推進

No.	施策名	施策内容	担当課
32	公園、道路等のバリアフリー化の推進	都市公園、道路等の改修や整備時においては、誰もが利用しやすいよう、「バリアフリー新法」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づいてバリアフリー化を進めます。	都市整備課 建設課

33	誰もが利用しやすい公共交通機関の整備	福祉バスや鉄道、タクシー等が相互に補完しあうように努め、利用者の利便性の向上を図ります。 福祉バスにおいては利用状況に合わせ車両の小型化や車内手すりの取り付けなどを検討し、車両内外での安全面の向上を図ります。	交通政策課
34	施設のバリアフリー化の推進	「バリアフリー新法」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、新設・既存施設のバリアフリー化を推進します。 令和2年に策定した文化施設・体育施設等における長寿命化計画に基づき、施設の改修に取り組みます。	生涯学習課 保育課 社会福祉課 長寿福祉課 教育総務課

(5) 防災・防犯、感染症対策等の充実

No.	施策名	施策内容	担当課
35	防災情報の提供体制の整備	令和2年度4月に制定した「いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」に基づき、地域の共助により防災に関する情報を、障がいのある人へ直接伝達できる体制を構築します。	防災課
36	避難行動要支援者に対する支援体制の整備	避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間での共有を図ります。 避難行動要支援者名簿をもとに関係者と連携し、具体的な避難方法についての個別支援計画の作成を推進します。	防災課
37	災害時における医療体制の整備	桑員地域災害医療対策部会を中心に、災害発生時に、市町・医療機関・消防・警察等が連携して、迅速かつ適切な医療が提供できるよう、医療体制の整備・充実を図ります。	健康推進課
38	福祉避難所の整備	指定避難所について、障がいのある人に配慮した避難所と施設本来の機能の両立を検討するとともに、災害時要支援者対策用資機材の整備を進めます。福祉避難所の協定を結んだ事業所が災害時に機能するよう、実際の災害を想定した具体的行動についての検討を実施します。また障がいのある人やそのご家族にむけて、福祉避難所の周知に努めます。	社会福祉課 長寿福祉課 防災課

39	防犯体制の啓発、 防犯活動	定期的になべ市生活安全協議会を開催し、関係機関、防犯団体との連携を強化するとともに、防犯ボランティアの新規結成や自治会活動を促進し、防犯活動を推進します。 令和2年度に制定したいなべ市犯罪被害者等支援条例に基づき各種取り組みを推進します。	総務課
40	災害弱者への 理解の促進	災害時の避難等に支援が必要な障がいのある人について、自治会等による支援の必要性を周知するとともに、被災者による自助・共助についての講演会を実施するなど、防災についての継続的な啓発を行います。	社会福祉課
41	感染症対策等の 促進	新型コロナウイルス感染症対策について、国や県からの情報を収集し、当事者や保護者、各種団体、事業所等に対して必要な情報の提供を行います。	社会福祉課

基本目標4 多様な社会参加の促進

◆方針

障がいのある人が、生きがいを持って日常生活を送ることができるよう、生涯にわたって多様な社会活動や文化芸術活動、スポーツ活動に取り組むことができる環境を整えるとともに、就労の場の確保を促進します。

◆施策の体系

基本目標4 多様な社会参加の促進

- (1) 社会参加と交流の促進
- (2) 生涯学習活動の推進
- (3) 就労支援、就労継続支援の充実

(1) 社会参加と交流の促進

No.	施策名	施策内容	担当課
42	地域交流の促進	地域おこし協力隊員の活用により、文化的交流、パンやお菓子の製造販売、野菜・椎茸等の販売やイベントを通じ、地域の方との交流する機会を創ります。	社会福祉課
43	外出支援の充実	障がいのある人が、安全に安心して外出し、それぞれの特性に応じて社会参加ができるよう、外出支援のサービス等の充実を図ります。	社会福祉課

(2) 生涯学習活動の推進

No.	施策名	施策内容	担当課
44	スポーツ活動への参加機会の充実	障がいのある人のスポーツへのニーズに対応するため、体育協会等のスポーツ団体、福祉団体の協力を得ながら、障がい者スポーツ大会の開催等を支援します。また、障がい者用のスポーツに必要な機材の導入等についても検討します。	社会福祉課 生涯学習課
45	文化・芸術活動への参加機会の充実	障がいのある人が文化・芸術活動に参加しやすくなるための手話通訳者や要約筆記者等の派遣や、障がいのある人に対応した教室・講座の開催、公共図書館では、大活字本及び点字図書の整備等、様々な手法を通じて参加促進の支援を行います。地域おこし協力隊の制度を活用した障がい者アートの取組を通じて地域参加の推進に努めます。	社会福祉課 生涯学習課

(3) 就労支援、就労継続支援の充実

No.	施策名	施策内容	担当課
46	企業等における理解の促進	障がいのある人や、障がいの特性についての理解促進を進め、障がいのある人が就労できる環境の整備に努めます。 ホームページや広報誌において、障がいのある人の雇用についての情報や「障害者雇用支援月間」、法定雇用率等の周知を図ります。	社会福祉課 商工観光課
47	一般就労に向けたマッチング支援	関係機関や事業所、支援団体等と連携し、障がいのある人の一般就労の促進に向け、関係者間の連携強化や情報共有を促進するとともに、企業との意見交換や雇用への働きかけの機会を創出します。	社会福祉課 商工観光課
48	一般就労への移行	障がいや病気により、仕事をすることに困難さを抱えている人のために、就労移行支援事業やハローワーク、相談支援事業所など多機関が連携し、一般就労に向けた支援を行います。 日常生活訓練事業により、身の回りのことを、自分自身でできる力を身につけていくよう支援します。 障害者相談支援の充実により、生活全般、健康管理等の充実を図ります。	社会福祉課
49	行政における雇用支援	定員管理適正化計画に基づく職員数の範囲内において、障がいのある人の採用を計画的に進めます。 また、障がいのある職員の職業生活における活躍を総合的かつ効果的に推進するとともに、障がい者雇用の量的な拡大を図ります。	職員課
50	福祉的就労の充実	障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、障がい特性に応じた創作活動や生産活動の機会の提供及び新たな福祉的就労の創出を図ります。 また、事業所と協力し、通所手段の充実を図ります。 「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達に努めるとともに、行政のみならず、広く企業等への周知・啓発を行い、販路拡大を支援します。	社会福祉課

基本目標5 教育・保育・療育の充実

◆方針

障がいのある子ども一人ひとりの健やかな成長を促すため、障がいの状況に応じた教育・保育・療育体制の充実を図ります。就学前から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフステージ全体を通じた支援体制の整備と、インクルーシブ教育の普及を促進します。

◆施策の体系

基本目標5 教育・保育・療育の充実

- (1) 就学前児童への支援
- (2) インクルーシブ教育の推進
- (3) 途切れのない支援体制の整備

(1) 就学前児童への支援

No.	施策名	施策内容	担当課
51	障がい児への支援	発達障がいの早期発見、早期療育を行うため、発達支援センターや病院、保育園等各種関係機関との連携を強化します。3歳以上の障がいのある子どもに対し、発達チェックリストに基づいた発達確認を行い、個別指導計画を作成します。また、在園児を対象とした小集団型療育教室、未就園児を対象にした親子療育教室を開催し、子どもの発達を支援します。 子どもたちがそれぞれの違いを受け入れながら主体的に共に学び生活することを目指すインクルーシブ保育を推進します。 障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の身近な療育の場として、障がいのある子どもに基本的な動作の指導や知的技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う放課後等デイサービス、児童発達支援事業の充実を図ります。 長期休暇中の居場所として、日中一時支援事業所の充実に努めます。	社会福祉課 保育課 児童福祉課 健康推進課 発達支援課

52	保護者への 子育て支援	関係機関との連携を通じて、障がいのある子どもの保護者に対し、相談の機会、保護者同士の交流や活動、学習の場を提供することで、育児の不安や悩みを解消し、精神的負担の軽減を図ります。保護者支援に携わる関係各課及び関係機関との連携をさらに深め、関係者による協働により多面的に保護者支援を行います。	社会福祉課 健康推進課 発達支援課
53	保育士等の 資質向上	県や関係機関が開催する研修会に積極的に参加するとともに、言語聴覚士や県特別支援学校教諭による巡回研修・相談の機会を捉え、専門的な知識の習得を図ります。また、加配保育士部会に発達支援アドバイザーの参加を要請し、支援力向上セミナーの実施や専門的立場からの助言等を図ります。	保育課
54	障がい児相談支援 体制の充実	子育てガイドブック等を活用し、県や市の各相談窓口の周知を図るとともに、学校、保育園等の身近な機関での相談により、適切な支援を受けられる体制を整備します。 子育て支援センターにて、心理カウンセラーや言語聴覚士等に相談できる機会づくりを行います。 チャイルドサポートの発達支援システムアドバイザーや臨床心理士・言語聴覚士等の専門職による相談支援を実施します。また、障害児相談支援専門員との連携を図ります。 また、相談支援専門員を広く周知し、学校とは違い中長期的に本人のサポーターとして関わる存在であることの認知を高めるとともに、ケース会議等で相互連携を推進します。	社会福祉課 保育課 児童福祉課 健康推進課 発達支援課
55	保育所等訪問支援	児童福祉課と発達支援課が連携し、保育園に通っている障がいのある子どもに対し、チャイルドサポートの発達支援システムアドバイザー、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士による訪問指導を実施します。 日常的な保育所等訪問支援、年間を通して計画的に実施される専門職による保育所等訪問支援等の事業メニューが整ったため、これらの役割分担と効率的効果的な連携・協働のシステム化を推進します。	発達支援課

56	多様な保育サービスの充実	個々の状況に合った支援ができるよう、受け入れる園のバリアフリー化に努めるとともに、特別支援保育コーディネーターが中心となり、園内支援検討会を開催するなど、職員の資質向上を図り、柔軟な受け入れ体制を整備します。 また、個別支援の方向計画を基に、支援を要する児童の状況についての園内での情報共有を促進します。	保育課
----	--------------	---	-----

(2) インクルーシブ教育の推進

No.	施策名	施策内容	担当課
57	特別支援教育の充実	特別支援教育コーディネーターが中心となり、児童生徒一人ひとりに応じた適正な教育支援を行うとともに、特別支援コーディネーターの研修等の充実を図ります。 すべての特別支援学級及び通級指導教室対象児童生徒に対し、個別の指導計画や、個別の教育支援計画（ハピネスファイル）に基づいて指導を行うとともに、通常学級においても必要に応じて個別の指導計画を作成し、市で計画の作成状況を把握し、活用を促進します。	学校教育課
58	教育上の相互理解	障がいについての理解を深めるため、小学校において、障がい者通所施設や特別支援学校との交流を積極的に推進します。	学校教育課
59	学校施設、設備、教育備品の改善	学校施設のバリアフリー化を進めるため、校舎改修時に「バリアフリー新法」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づいて整備します。 特別支援学級席児童生徒が増加傾向にあるため、児童生徒の人数や障がいの特性に応じた適切な教室数と教室環境の整備を図ります。	学校教育課 教育総務課
60	教員の専門性の向上	特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任をはじめ、全職員の資質向上のため、研修等の充実を図るとともに、特別支援教育支援員の確保に努めます。	学校教育課

(3) 途切れのない支援体制の整備

No.	施策名	施策内容	担当課
61	就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築	福祉関係機関及び教育関係機関等が連携を強化し、チャイルドサポート事業の充実に努めるとともに、義務教育終了から就労に至る支援のさらなる強化を図ります。また、特別支援学校の生徒の卒業後に向けた個別懇談を通じて、関係機関との情報の共有を行います。 令和2年度に設置した子ども家庭総合支援拠点を通じて、支援が必要な家庭の把握及び支援の実施に取り組みます。	社会福祉課 健康推進課 発達支援課 学校教育課 保育課 児童福祉課 家庭児童相談室
62	ハピネスファイルの活用	個人用の相談支援ファイル「ハピネスファイル」を活用した情報の引継ぎにより、就学前から卒業、就労に至るまで、途切れのない支援が行えるよう体制を整備します。 高等学校や就労先等に「ハピネスファイル」を周知し、途切れのない支援に努めます。 ハピネスファイルの目的である「支援の必要な人が正しく理解され、必要な支援が受けられるように、本人または保護者と関係機関が連携して、ライフステージでの相談や支援計画に活用」をさらに推進します。	社会福祉課 発達支援課 保育課 健康推進課 学校教育課

第5章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

1. 国の指針に基づく令和5年度の成果目標

本計画では、国の指針に基づき、令和5年度を最終目標年度とする成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数のうち6%以上の人が、令和5年度末までに自立訓練事業等を利用し、施設から地域生活へ移行できるよう取り組みます。

また、地域生活移行後の受け皿の整備を進め、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の入所者数のうち、1.6%以上の削減をめざします。

国の指針 (概要)	○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から、1.6%以上削減することを基本とする。
--------------	--

■国の指針に基づく成果目標

項目	目標	考え方
令和元年度の末時点の施設入所者数 ※実績値 (A)	29 人	※下記目標値の算出基準値
令和5年度末の施設入所者数	28 人	令和5年度末時点の施設入所者数
【成果目標】 地域生活移行者の増加 (B)	2 人	(A) のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	6.9%	(B) / (A) が6%以上
【成果目標】 施設入所者の削減 (C)	1 人	(A) の時点から、令和5年度末時点における施設入所者の削減目標値
	3.4%	(C) / (A) が1.6%以上

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、あらゆる人が共生できる社会をつくるためにも、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築は重要な課題の1つとなっています。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についての国が定める成果目標は、都道府県において設定します。本市の関連施策については本計画中で別途掲載します。

国の指針 (概要)	○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。【新規】 ○令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の設定。 ○精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。
--------------	--

■国の指針に基づく成果目標

※三重県において設定

■目標設定

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、各種取り組みを推進します。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の名称	設置形態
地域生活移行促進部会（NEX）	圏域での協同設置

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	5	5	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	2	2	2
精神障害がい者の共同生活援助	人	12	13	14
精神障がい者の自立生活援助	人	2	2	2
精神病床における退院患者数	人	2	3	4

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備は、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つを柱として、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ場所や体制を整備する取り組みです。

本市では、これまで拠点としての整備ではなく、地域生活支援拠点の機能を組み合わせた面的支援ができるよう、関係各所と連携を図ってきました。今後は、障がいのある人やその介護者の高齢化にともない、より一層将来への不安が高まっているため、市単独（一部機能は圏域）での整備を実施します。

国の指針	○地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう）について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。
------	--

■国の指針に基づく成果目標

項目	目標	考え方
【目標値】 令和5年度末の地域生活支援拠点の整備数・整備単位	1カ所 市で整備 (一部機能は圏域)	令和5年度末までに何カ所整備するか及び市単独整備か複数市町による圏域での整備か
【目標値】 令和3年度中の検証・検討数	1回	令和3年度中に検証、検討を何回行うか
【目標値】 令和4年度中の検証・検討数	1回	令和4年度中に検証、検討を何回行うか
【目標値】 令和5年度中の検証・検討数	1回	令和5年度中に検証、検討を何回行うか

(4) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労ができる環境を整えることは、自主的な社会生活を送るためにも大切なことです。一般企業への啓発や各就労移行支援を進めることで、令和5年度末までの就労移行支援事業の利用者数の目標及び一般就労へ移行した人の職場定着率の目標値を達成できるよう、一般就労後の支援の充実を図ります。

国の指針 (概要)	○令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上が令和5年度中に一般就労に移行することを基本とする。 ・就労移行支援事業 令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援A型事業 令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援B型事業 令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上とすることを基本とする。 ○令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
----------------------	---

■国の指針に基づく成果目標

項目	目標	考え方
【実績値】令和元年度の福祉施設から一般就労への移行者	3人	令和元年度の福祉施設から一般就労への移行者数の実績
【目標値】令和5年度末の福祉施設から一般就労への移行者数	6人 (2.0倍)	令和5年度末に一般就労に移行する人数(令和元年実績の1.27倍以上)
【実績値】令和元年度末の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	1人	令和元年度末の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】令和5年度末の就労移行支援事業の移行者数	2人 (2.0倍)	令和5年度末の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数(令和元年実績の1.30倍以上)
【実績値】令和元年度末の就労継続支援A型を事業通じた一般就労への移行者数	2人	令和元年度末の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数の実績
【目標値】令和5年度末の就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数	3人 (1.5倍)	令和5年度末の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数(令和元年実績の1.26倍以上)
【実績値】令和元年度末の就労継続支援B型事業を事業通じた一般就労への移行者数	0人	令和元年度末の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数の実績
【目標値】令和5年度末の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	1人 (—)	令和5年度末の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数(令和元年実績の1.23倍以上)

項目	目標	考え方
【目標値】令和5年度における就労定着支援事業を利用して一般就労する利用者数	5人	令和5年度中に就労移行支援事業を利用して一般就労する人の目標数
【目標値】令和5年度における就労移行支援事業を利用して一般就労する利用者数の割合	83.3%	令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する人の目標割合 70%以上
【目標値】令和5年度における就労定着支援事業所数（A）	1カ所	令和5年度における就労定着支援事業所数見込
【目標値】令和5年度における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数（B）	1カ所	令和5年度における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数見込
【目標値】令和5年度における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	100%	$(B) / (A)$ が8割以上とする

(5) 障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

令和5年度末までに児童発達支援センターの設置に向け、保健・保育分野とのつながりを強化します。また、チャイルドサポートの中で療育支援事業の充実を図ります。

国の指針 (概要)	○児童発達支援センターの設置 令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする ○保育所等訪問支援の実施 令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする ○児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする ○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする
----------------------	---

■国の指針に基づく成果目標

項目	目標	考え方
【目標値】令和5年度末の児童発達支援センターの設置数・設置単位	1カ所 圏域設置	令和5年度末までに何か所設置するか及び市町単独設置か複数市町による圏域での設置か
【目標値】令和5年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1カ所 圏域設置	令和5年度末までに何か所設置するか及び市町単独設置か複数市町による圏域での設置か
【目標値】令和5年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数・実施単位	◎児童発達支援事業所 1カ所 圏域設置	令和5年度末までに何事業所確保するか及び市町単独実施か複数市町による圏域での実施か
	◎放課後等デイサービス事業所 1カ所 圏域設置	令和5年度末までに何事業所確保するか及び市町単独実施か複数市町による圏域での実施か

項目	目標	考え方
【目標値】令和5年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1 (※右記選択肢の番号)	1. 地域ネットワーク※を協議の場とする 2. 地域ネットワークに加えて市町単独で協議の場を設置 3. 地域ネットワークを協議の場とせず市町単独で設置 4. 協議の場を設置しない（理由を記載）
【目標値】令和5年度末の医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	圏域	令和5年度末までに配置する単位（市町単独実施か複数市町による圏域での実施か）

※地域ネットワーク：三重県では、e-ケアネットそういん、e-ケアネットよっかいち、にじいろネット及びみえる輪ネットのいずれか

（６）相談支援体制の充実・強化等

本市では、すでに基幹相談支援センターを設置しており、今後も総合的・専門的な相談支援を実施します。また、総合的・専門的な相談支援の実施や、訪問等による専門的な指導・助言をさらに進めます。

国の指針 (概要)	○令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする
--------------	--

■国の指針に基づく成果目標

項目	目標	考え方
【目標値】総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備	市で整備 (一部圏域)	令和5年度末までに市町単独で整備か複数市町による圏域で整備か

■目標設定

成果目標で定めた相談支援体制の充実・強化に向けて、各種取り組みを推進します。

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援		設置	市	市	市
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	12	12	12
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	5	5	5
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	12	12	12

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

県が実施する研修会や障がい者自立支援協議会で実施する研修について、参加機会や参加者数を増やすことで、障がい福祉サービスの質の向上に一層注力します。

国の指針 (概要)	○令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする
--------------	--

■国の指針に基づく成果目標

項目	目標	考え方
【目標値】障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有	令和5年度末までの体制構築の有無

■目標設定

成果目標で定めた相談支援体制の充実・強化に向けて、各種取り組みを推進します。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	有	有	有

2. 障がい福祉サービス等の見込み量

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅介護（ホームヘルプサービス）の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院の付き添い等を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者（全身性障がいのある人等）または知的障がい・精神障がいがあり、行動上著しい困難を有し常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、掃除等の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	重度の視覚障がいがあり、移動に著しい困難を有する障がいのある人に対して外出時にヘルパーを派遣して、移動時及び外出先で必要な移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上、著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6（児童については区分6相当）で、意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

■見込み量の考え方

訪問系サービスについては、障がいのある人の地域生活を支えるために、利用ニーズの増加を見込む必要があります。これまでの利用状況を鑑み、サービスの見込み量を設定するとともに、必要な支援が提供されるよう、自立支援協議会等と協議して事業所の誘致や既存事業所における新規の事業展開等についても検討します。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間	518	518	518
	人	26	26	26
重度訪問介護	時間	1,230	1,640	2,050
	人	3	4	5
同行援護	時間	71	71	71
	人	5	5	5
行動援護	時間	86	86	86
	人	4	4	4
重度障害者等包括支援	時間	10	10	10
	人	1	1	1

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

■内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要である人に対して、昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会等を提供するサービスです。

■見込み量の考え方

生活介護について、これまでの実績を踏まえた上で、新規利用者等を考慮してサービス量を見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	2,076	2,095	2,114
	人	109	110	111

②自立訓練

■内容

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■見込み量の考え方

自立訓練について、これまでの実績やサービスの利用意向等を踏まえた上で、サービス量を見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	人日	42	42	42
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日	124	141	159
	人	7	8	9

③就労移行支援

■内容

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

■見込み量の考え方

就労移行支援について、これまでの実績を踏まえた上で、企業等への理解・啓発と、一般就労への不安を解消する取り組みを併せて進めることとし、サービス量を見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日	84	112	140
	人	6	8	10

④就労継続支援

■内容

サービス名	内容
就労継続支援（A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がいのある人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった障がいのある人、50歳に達している障がいのある人等に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行うサービスです。

■見込み量の考え方

就労継続支援について、これまでの実績を踏まえた上で、障がいのある人の就労意欲やサービスの利用意向から、サービス量を見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人日	723	801	880
	人	37	41	45
就労継続支援（B型）	人日	1,751	1,941	2,149
	人	101	112	124

⑤就労定着支援

■内容

サービス名	内容
就労定着支援	障がいのある人からの相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。

■見込み量の考え方

就労継続支援について、これまでの実績を踏まえた上で、障がいのある人の就労に関する相談やサービスの利用意向から、サービス量を見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人	3	4	5

⑥療養介護

■内容

サービス名	内容
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする障がいのある人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、また、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

■見込み量の考え方

療養介護について、これまでの実績を踏まえた上で、新たな利用者等の動向を考慮してサービス量を見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	7	7	7

⑦短期入所（福祉型短期入所・医療型短期入所）

■内容

サービス名	内容
福祉型短期入所	居宅で介助・介護する人が病気等の理由により障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
医療型短期入所	居宅で介助（介護）する人が病気等の理由により病院、診療所、介護老人保健施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

■見込み量の考え方

福祉型短期入所、医療型短期入所について、これまでの実績を踏まえた上で、施設の整備状況や障がいのある人の利用意向を考慮して、サービス量を見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型短期入所	人日	256	275	293
	人	42	45	48
医療型短期入所	人日	10	10	10
	人	3	3	3

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助	障がいのある人が、主として夜間に、共同生活を営む住居において、相談、入浴・排せつ・または食事の介護やその他の日常生活上の援助を受けることのできるサービスです。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

■見込み量の考え方

居住系サービスは、地域移行が進められる社会潮流や、グループホームの増床等の施設整備状況をはじめ、利用実績を踏まえた上で、サービス量を見込んでいます。

自立生活援助は地域移行者数の目標を達成するために、必要な支援等を考慮して、サービス量を見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	2	2	2
共同生活援助	人	46	54	56
施設入所支援	人	28	28	28

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域移行支援・地域定着支援を利用する障がいのある人及び障がい児相談支援で対象となるサービス以外の障がい福祉サービスを利用する障がいのある子どもを対象に、それらのサービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行うサービスです。
地域移行支援	施設入所または精神科病院に入院している障がいのある人が、地域に移行するための住居の確保や活動に関する相談等の支援を受けることができるサービスです。
地域定着支援	居宅で生活する障がいのある人が、相談員との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態の相談等の支援を受けることができるサービスです。

■見込み量の考え方

相談支援は、地域移行を進めるにあたり、障がいのある人にとって心の支えとなるサービスであり、今後もニーズはますます高まっていくことが予想されます。そうした背景をはじめ、サービスの利用意向や、これまでの実績を踏まえた上で、サービス量を見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	105	114	124
地域移行支援	人	1	1	2
地域定着支援	人	2	2	2

3. 地域生活支援事業（必須事業）等の目標設定及び見込み量

（１）理解促進研修・啓発事業

■内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発等を実施する事業です。

■見込み量の考え方

地域生活の実現に向けて、地域住民や企業等においても、障がいに対する理解を深めることができるよう、さまざまな場面における障がいのある人への理解を進めるため、事業を実施します。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

（２）相談支援事業

■内容

事業名	内容
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止等の取り組みを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業 （基幹相談支援センター・市委託相談支援事業）	障がいの種別にかかわらず、障がいのある人の自立支援を目的とした総合的な相談窓口を開設します。行政や関係機関との連携を図り、相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、障がいのある人の福祉の向上をめざします。 相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援に対応できるような、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士・保健師・精神保健福祉士等）を配置します。 基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。

■目標設定

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の 有無	有	有	有

(3) 成年後見制度利用支援事業等

■内容

事業名	内容
成年後見制度利用 支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等を適切に行うことができる法人を確保し、市民後見人制度の活用を含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人への権利擁護を図ります。

■見込み量の考え方

これまでの利用はありませんでしたが、必要とする人が利用できるよう、事業の周知に努めます。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援 事業	人／年	1	1	1
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の 有無	有	有	有

(4) 意思疎通支援事業

■内容

事業名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の支援を行います

■見込み量の考え方

聴覚障がいや視覚障がいのある人の社会参加の促進に向けて事業を推進します。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣	人	66	66	66
要約筆記者派遣	人	5	5	5
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

(5) 手話奉仕員養成研修事業

■内容

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

■見込み量の考え方

これまでの実施状況を踏まえた上で、事業を推進していきます。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	15	15	15

(6) 日常生活用具給付等事業

■内容

事業名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、入浴、調理、移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計等、在宅療養生活等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装置等、排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	居宅における円滑な生活動作等を図るため、動作補助用具の給付・貸与や既存住宅の改修費用の助成を行います。

■見込み量の考え方

日常生活用具給付等事業については、利用者の申請により利用件数が年度ごとに変動するため、これまでの利用実績を踏まえた上で、本計画中の平均的なサービス量を見込んでいます。また、同等の性能を有する用具についてはより安価な物品の導入を検討するなど、事業の効果的な運用に努めます。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	5	5	5
自立生活支援用具	件	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	11	12	13
情報・意思疎通支援用具	件	3	3	3
排泄管理支援用具	件	846	846	846
住宅改修費	件	3	3	3

(7) 移動支援事業

■内容

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を行うための移動支援を行う事業です。

■見込み量の考え方

これまでの利用実績を踏まえた上で、さらなる余暇活動の充実や社会参加の促進が進むにつれて、ニーズが高まることが考えられます。福祉人材の確保を進めながら、高まるニーズに対応できるよう、事業の推進を図ります。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間	3,843	3,956	4,069

(8) 地域活動支援センター事業

■内容

事業名	内容
地域活動支援センター事業（基礎的事業）	地域活動支援センターの機能強化を図るとともに、障がいのある人の日中の通いの場として、創作活動や生産活動等の機会の提供や、社会との交流の促進に取り組む事業です。

■見込み量の考え方

地域活動支援センターの設置や機能強化を図り、地域活動支援センターの適切な運営やサービスの質の向上につなげます。特に、精神障がいのある人の居場所づくりや、障がいに関する地域への啓発等を推進し、活動の充実を図ります。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業（基礎的事業）	実施の有無	有	有	有

4. 地域生活支援事業（任意事業）等の見込み量

（１）地域生活支援事業（任意事業）等

■内容

事業名	内容
日中一時支援	知的障がいまたは身体障がいのある人や障がいのある子どもの介護者が、日中一時的に介護できなくなったとき、障がい者支援施設において支援を行います。
訪問入浴サービス事業	身体に障がいがあり、在宅で入浴が困難な人の居宅を訪問し、入浴器具を備えたサービス車を巡回派遣し、介助員が入浴サービスを行う事業です。
生活行動訓練事業	障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導を行う事業です。
巡回支援専門員整備	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもや保護者が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の担当職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
家庭・教育・福祉連携推進事業	教育・福祉の連携を強化し、障がいのある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を配置し、教育と福祉の連携や保護者支援を推進する事業です。
障害者職親委託制度事業	知的障がいのある人等の自立更生を図るため、職親に委託することが適当とされた人を、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行い、就労に必要な能力を高め、雇用の促進と職場における定着性を高める事業です。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がいのある人の社会参加を容易にするため、自動車免許を取得する場合にその免許取得費を、自動車を改造する必要がある場合にその改造費を助成します。

■見込み量の考え方

各事業については、利用者の申請により利用件数、利用人数が年度ごとに変動するため、これまでの利用実績を踏まえた上で、本計画中の平均的なサービス量を見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
日中一時支援	人	90	93	97
訪問入浴サービス事業	人	6	7	8

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活行動訓練事業	人	16	16	16
視覚障害者生活訓練事業	人	9	9	9
障がい者日常生活訓練事業（ルート事業）	人	7	7	7
巡回支援専門員整備	有無	有	有	有
家庭・教育・福祉連携推進事業	有無	有	有	有
障害者職親委託制度事業	人	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	3	3	3
運転免許取得	件	2	2	2
改造助成事業	件	1	1	1

5. 障がい児支援事業の見込み量

(1) 障がい児支援サービス

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子どもに対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施したり、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある子どもに対して、その施設を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいのある子ども等の重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がいのある子どもに、支給決定または支給決定の変更前に利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■見込み量の考え方

障がいのある子どもへの支援について、これまでのサービス利用実績を踏まえた上で、サービス量を見込んでいます。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	95	105	116
	人	9	10	11
医療型児童発達支援	人日	0	10	10
	人	0	1	1
放課後等デイサービス	人日	954	1,049	1,159
	人	70	77	85
保育所等訪問支援	人日	2	4	6
	人	1	2	3
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	10
	人	0	0	1
障がい児相談支援	人	27	31	36

(2) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

■内容

事業名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込み量の考え方

医療的ケア児についての総合的な支援体制構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

■見込み量

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	市単独	配置 人数	0	0	0
	圏域		1	1	1

6. その他の活動指標

(1) 発達障がい者等に対する支援

■内容

事業名	内容
発達障がい者等に対する支援	発達障がいの早期発見・早期支援のため、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を通して発達障がい者の家族等に対する支援体制の充実を図るサービスです。また、ピアサポートの活動により、当事者目線での情報発信や、当事者同士の共感の場づくりを行います。

■見込み量の考え方

支援が必要な人に行き届くよう、相談支援事業の充実により各サービスの充実を引き続き行います。

■見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数	0	0	1
ペアレントメンターの人数	配置人数	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	配置人数	0	0	5

第6章 計画の推進体制

1. 市民、団体等との連携による計画の推進

(1) 計画の市民への周知・情報伝達

本計画はホームページ等を通じて公表し、広く市民に周知します。特に、障がいや障がいのある人についての理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みについては、地域との連携と協働が不可欠であることから、関係各課との連携のもと重点的に広報を行います。

(2) 団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、専門機関等との連携しながら計画を推進します。

2. 障がい福祉及び障がい児支援事業の円滑な提供のための推進体制

(1) いなべ市障害者自立支援協議会との連携

本計画における障がい福祉施策については、いなべ市障害者自立支援協議会を通じて、施策に関する様々な意見を取り入れながら推進します。

(2) サービス提供事業者の育成・確保

障がい福祉及び障がい児支援事業の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報の提供や交換を行うとともに、事業所が参入しやすい環境づくりに努めます。

また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所についての情報を提供します。

(3) 広域の連携

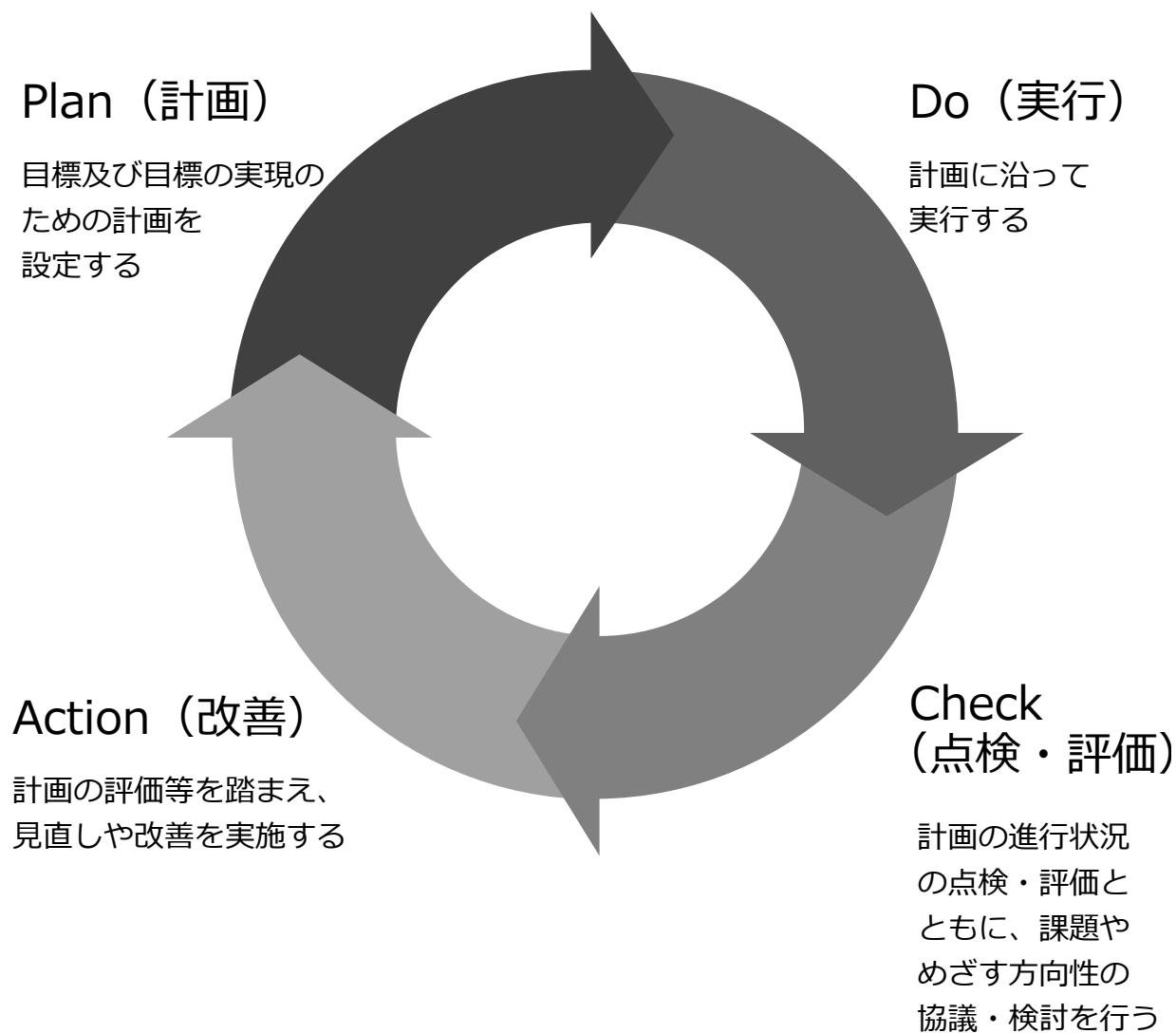
広域的な対応が望ましい障がい福祉及び障がい児支援事業については、県や関係市町と連携して提供体制の充実を図ります。

3. 計画の進捗管理

(1) 計画の進捗管理について

計画進捗管理においては、PDCA サイクルの手法を活用し、施策の進捗状況を、庁内関係各課、団体等との連携のもと、いなべ市障害者自立支援協議会が中心となって点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策等を継続的に実施します。

■計画の進捗管理の PDCA サイクル



いなべ市障がい者計画
いなべ市第6期障がい福祉計画
いなべ市第2期障がい児福祉計画
(案)

発行：いなべ市
編集：いなべ市 福祉部 社会福祉課

住所：〒511-0498
三重県いなべ市北勢町阿下喜 31 番地
TEL : 0594-86-7816
FAX : 0594-86-7865

発行年月：令和3年1月現在
